

目次

- 立憲政友會の成立過程 [二十五年一月] 03
- 鈴木昌司、北辰自由党を組織す [二十四年一月] 04
- 鵜飼郁次郎の慰勞歡迎会 [二十四年四月二十六日] 05
- 第四次松方（第一次）内閣成立 [二十四年五月六日] [衆議院及内閣之卷] 05
- 星亨等の来越 [二十四年五月十二日] 05
- 山際七司 東京の客舎に没した [二十四年六月九日] 05
- 鵜飼郁次郎の議會報告 [二十四年六月十五日] 05
- 越佐同盟会の去就 [二十四年六月二十六日] 06
- 辛卯俱樂部の設立 [二十四年八月十二日] 06
- 鵜飼郁次郎等旧友と袂を断つ [二十四年十一月四日] 07
- 自由、改進黨両党連合して民党と称す [二十四年十一月八日] 07
- 第十四回通常縣会（國權派議員の辭職） [二十四年十一月二十四日] [新潟縣会之卷] 07
- 第二期議會の解散 [二十四年十二月二十五日] 08
- 第二期議會の解散 [二十四年十二月二十五日] [衆議院及内閣之卷] 08
- 新潟國權党の組織 [二十五年一月十九日] 08
- 新潟に於ける民党大会 [二十五年一月二十一日] 08
- 在京学徒鵜飼を訪問す [二十五年一月二十三日] 08
- 44 頁に○鵜飼郁次郎君談話筆記（鵜飼文庫藏）を掲載
- 第二回衆議院議員選挙 [二十五年二月十五日] 09
- 第二回衆議院議員選挙 [二十五年二月十五日] [衆議院及内閣之卷] 09
- 佐渡に於ける民党懇親会 [二十五年三月十五日] 09
- 第九回新潟縣會議員選挙 [二十五年三月] 10
- 第九回選挙 [二十五年三月] [新潟縣会之卷] 10
- 鵜飼の送別会 [二十五年三月十九日] 10
- 鵜飼の報告演説会 [二十五年七月十三日] 10
- 島田三郎、角田真平等佐渡に熱弁を振るう [二十五年七月十九日] 10
- 板垣退助の渡航 [二十五年八月八日] 11
- 鵜飼の慰勞会 [二十五年八月二十日] 11
- 条約改正に関する請願 [二十五年十月二日] 12
- 稲堀事件 [二十五年十一月] [新潟縣会之卷] 12
- 加茂湖の測量 [二十五年十一月十日] 12
- 第十回新潟縣會議員選挙 [二十六年二月八日] 13
- 第拾回選挙 [二十六年二月八日] [新潟縣会之卷] 13
- 鵜飼の報告演説会 [二十六年三月二十四日] 15
- 自由党新潟支社の組織 [二十六年四月十五日] 15
- 佐渡自由俱樂部の創立 [二十六年四月三十日] 15
- 佐渡義会の成立 [二十六年七月一日] 16
- 第五次伊藤（第二次）内閣成立 [二十六年八月八日] [衆議院及内閣之卷] 16

- 大日本協会新潟支部の組織と解散 [二十六年十月二十八日] 16
- 第五期議会解散 [二十六年十二月三十日] 17
- 第五期議会解散 [二十六年十二月三十日] [衆議院及内閣之巻] 17
- 第三回衆議院総選挙 [二十七年三月一日] 17
- 第三回衆議院総選挙 [二十七年三月一日] [衆議院及内閣之巻] 17
- 警備隊設置の請願 [二十七年四月] 23
- 第六期帝國議会の解散 [二十七年五月十五日] 24
- 第六期議会の解散 [二十七年五月十五日] [衆議院及内閣之巻] 25
- 松本八十八の祝賀会 [二十七年四月〇日] 25
- 第四回衆議院議員の選挙 [二十七年九月一日] 25
- 第四回衆議院議員の選挙 [二十七年九月一日] [衆議院及内閣之巻] 25
- 日清戦争に関する請願 [二十七年十二月] 27
- 条約改正に関する請願 [二十七年十二月] 27
- 第十一回新潟県会議員選挙 [二十八年三月] 29
- 第十一回選挙 [二十八年三月] [新潟縣会之巻] 29
- 鈴木昌司の逝去 [二十八年三月三十日] 30
- 遼東半島還附と越佐会の創立 [二十八年四月一日] 30
- 進歩党の創立 [二十九年三月一日] 31
- 第六次松方内閣 [二十九年九月十八日] 31
- 第六次松方 (第二次) 内閣設立 [二十九年九月十八日] [衆議院及内閣之巻] 31
- 第十二回新潟県会議員選挙 [三十年四月十二日] 32
- 第十二回選挙 [三十年四月十二日] [新潟縣会之巻] 32
- 衆議院議員の補欠選挙 [三十年十一月四日] 32
- 衆議院議員臨時選挙 [三十年十一月四日] [衆議院及内閣之巻] 32
- 第十一期議会の解散 [三十年十二月二十五日] 32
- 第十一期議会の解散 [三十年十二月二十五日] [衆議院及内閣之巻] 32
- 第七次伊藤 (第三次) 内閣成立 [三十一年一月十二日] 33
- 第七次伊藤 (第三次) 内閣成立 [三十一年一月十二日] [衆議院及内閣之巻] 33
- 第五回衆議院議員の選挙 [三十一年三月十五日] 33
- 第五回衆議院議員の選挙 [三十一年三月十五日] [衆議院及内閣之巻] 33
- 第十二期議会解散 [三十一年六月十日] 36
- 第十二期議会解散 [三十一年六月十日] [衆議院及内閣之巻] 36
- 立憲憲政党の組織 [三十一年六月二十二日] 36
- 第八次大隈内閣成立 [三十一年六月三十日] 36
- 第八次大隈 (第一次) 内閣成立 [三十一年六月三十日] [衆議院及内閣之巻] 36
- 佐渡自由党の解党 [三十一年七月一日] 37
- 憲政党新潟支部発会式 [三十一年七月二十四日] 37
- 佐渡憲政党の発会式 [三十一年七月二十四日] 37
- 代議士候補選定会 [三十一年七月三十一日] 38
- 第六回衆議院議員の選挙 [三十一年八月十日] 38

- 第六回衆議院議員の選挙 [三十一年八月十日] [衆議院及内閣之卷] 38
- 憲政党新潟支部の大会 [三十一年十月十八日] 38
- 第九次山縣内閣成立した [三十一年十一月八日] 39
- 第九次山縣 (第二次) 内閣成立 [三十一年十一月八日] [衆議院及内閣之卷] 39
- 憲政党の解散と憲政本党の組織 [三十一年十一月二十九日] 39
- 新潟の憲政党及び憲政本党の支部発会式 [三十一年十一月二十日] 39
- 佐渡憲政党の分離 [三十一年十二月二十六日] 40
- 第十三回新潟県会議員選挙 [三十二年九月十三日] 40
- 第十三回選挙 [三十二年九月十三日] [新潟縣会之卷] 40
- 大選挙区に於いて佐渡進歩派の会合 [三十三年四月八日] 40
- 佐渡の自由派俱樂部設置の協議 [三十三年四月十一日] 41
- 立憲政友会の創立 [三十三年八月二十五日] 41
- 第十次伊藤内閣の成立 [三十三年十月十九日] 42
- 第十次伊藤 (第四次) 内閣成立 [三十三年十月十九日] [衆議院及内閣之卷] 43
- 政友会新潟支部の発会式 [三十三年十二月二日] 43

[橋鶴文庫版から記事採取、稀に橋法老の手による書込更正が入っている]

前号同様ご覧之上は御書き入れ之上御返戻願たく

昭和十六年十月 日

佐渡政党史稿 明治政党之卷 第三号 [二十四年一月から三十三年十二月迄]

○立憲政友會の成立過程 [二十五年一月]

[野沢卯市原稿、長三は斯の如き詳細は必要なし、と没稿としている]

憲法の起草者政友會之創立者である伊藤博文は政党政治に対してどんな所信を持って居たか、明治二十二年二月十一日憲法発布式の直後同月十五日伊藤は全國各府縣會議長をその官邸に招待して一場の訓示的演説を試みた其論旨の中に、政党政治非認の意を明かにし、往年國會開設運動を目して、公議を名とし乱階を煽くといった思想から未だ脱却しきれなかった点は山縣や黒田と違いはなかったのである、だが伊藤の幕下は山縣の幕下と違って、伊藤が府縣會議長に演説した其夜井上口、伊東巳代治、金子堅太郎の三幕僚は伊藤に進言するに「政党に依らないでは立憲政治は到底行はれない、閣下今後の任務は政党を組織することである」といふことを以てしたが、伊藤は之に同意を与へなかったといふ

ところが第一第二議會に於て政府、議會衡争の状況を見て、伊藤はここに心境の一転機を来し憲政の運用に政党の欠くべからざることを悟り自ら進んで政党組織を發願するに至った 時は明治二十五年一月中のことである、侍従長徳大寺実則を以て政党組織に関する意見を明治天皇に騷擾し御聽許を願出た、天皇は伊藤の申分に解し難い所があると仰せられたのみで可否の御言葉がなかったので、伊藤は同月二十二日拝謁を乞ふて更らにこの事を詳細奏聞すると天皇は伊藤の言に矛盾のあることを御指摘あそばされてその議は中止するがよからうとの意を告げ給ふた 然れども伊藤は尚も具考を捨てないで二月二十三日 黒田、山縣、西郷、井上、大山羅の元老を松方首相の官邸に会して政党組織の意を述べて同意を求めたが、元老等は委く其議に反対して彼の翻意を求めて止まなかった 此時の伊藤は相当鞏固な態度を以て臨んだのであったが その主張に徹底しない所があり 且元老一致の反対なので、伊藤も止むを得ず之に従ふて従来通り超然内

閣主義を採って元老等と歩調を一にすることにした

それから七年過ぎて伊藤は再び政党組織を言ひ出した、それは明治三十一年六月であった、これより先き伊藤が松方の後を承けて三十一年一月第三次伊藤内閣を組織するに當り政党の力を籍るの必要を認め自由党の要求が余りに過大なのに苦んで遂に不調に終った、その時彼は

備兵は恃むに足らない親兵でなくては駄目だといって政党組織に乗出すことに決意し英独仏羅の政党に就いて調査研究を遂げて我國に於ける模範的政党を作る基礎資料となし井上馨や渡邊洪基羅と謀って伊藤直系の政治家を中堅に置き大学出身の人材を右翼となし実業界の富力あるものを左翼とし、前者は渡邊に纏めしめ後者は井上に幹施させるべく計画を立てた、この時馬越恭平は伊藤が政党を組織するなら私が其費用を引受けませうと直に三十萬圓を提供し尚足らざる時は相談に預りましょうと申し添えた

斯く誌般の準備が整ったので六月十九日の閣議で伊藤は正式に政党組織の旨を報告して其賛成を求めた、閣員一同はしばし顔を見合すばかりであったが農商務大臣伊東巳代治が起って

予は不肖ながら先年憲法発布の当時既に政党組織を進言し、憲政を完備するにはこの外ないといった、今日閣下が政党組織に志さるるの一大進歩で國家の為め慶賀に堪へない

と直に賛成の意を表したので、他の大臣も皆はこれに同意することとなつた、だが他の方面はそう簡単には行かなかつた、特に六月二十四日の御前會議には山縣の痛烈な反対論があり黒田等も亦反対したので遂に彼の意見は行はわれなかつた、

伊東の政党組織計画は再度挫折したのであったが、彼の意志は毫も変らなかつたのみならず今度は却て一層強き決意を以て着々準備を進め各地を漫遊して憲政の要道を説いて地方民心を収攬したり、画策一日も怠らなかつた、これを聞いて憲政の星亨等は伊藤を党首に迎へんとの議を決して其意を伊藤に致したのであったが、伊藤は既成の政党とは全く個別に理想的なものを作って完全に自己の統制下に置かんとするの意であつたから、星等の請には應じないで準備はとんとん拍子に進んで憲政本党の尾崎行雄や帝國党の元田肇、□所屬の長谷場純孝等と謀議して新党組織の機は刻々に熟して来た、此時憲政党は曩に伊藤を迎へて党首に仰がんとして失敗したが今度は党を挙げて無条件で伊藤に献納すべしと申出た、伊藤は自己の力を信じて幕僚中有力の反対あるに耳を籍さないで解党して来るなら宜しいと云って憲政党の申出を承知した、これ明治三十三年八月のことである

伊藤は愈々志を達する日が来たので、天皇に拝謁を請ふて政党組織が憲政遂行の爲止を得ざることとなると、自らの組織する政党と従来の政党と異なる所を仔細に奏聞したのであったが天皇は別に異議を仰せ給はなかつたとのことである此時は山縣も表面反対はしなかつた

かくて総ての準備が整頓したので同年九月十五日帝國ホテルに於て発会式を挙行し党名を立憲政友会と称し伊藤博文が総裁に就任した、猶憲政会は九月十三日本部に臨時大会を開いて満場一致解党を決議し黨員は全部政友会に加盟することに申合せた

以上が伊藤の創立せる立憲政友会成立の由来で従来の自由党改進黨等が國會開設の速進や藩閥打破を目的としたものとは全然立党の動機と其精神を異にするものであつたが、いざ彼が総裁になって在任三カ年間黨員駕御の衛に當って見ると旧政党分子の幹部級には随分手こずって密に嘆聲を洩らしたこともあつたといふ

●鈴木昌司、北辰自由党を組織す [二十四年一月]

上越の求友会は鈴木昌司、小林福宋、森川信一等の立憲自由党と氣脈を通ぜんとするに對し 八木原繁祉、上田良平等は國民主義を取り地方獨立を謀りし為め意見合はずして分裂し 二十四年一月の大会に於て鈴木等一派は求友会を脱し即日高田の高陽館に於て北辰自由党を組織したが曩に島田、山際、鈴木等の主唱にて十五年四月十日新潟白山講演の偕楽館に於て北辰自由党を組織したるも十六年九月十日 松村文次郎の意見によりて解党したる其ものとは全然別のものである

●鵜飼郁次郎の慰勞歓迎会 [二十四年四月二十六日]

第一期帝国議会は二十三年十一月二十五日を以て召集し 二十四年三月七日閉会した 鵜飼は二十四年四月の初めに帰郷せるを以て本間一松、引野勝次郎その他の発企の下に四月二十六日新穂乗光坊に於いて慰勞歓迎会を開催しに出席者二百余名にて本間の開会の挨拶に鵜飼の謝辞の外に数番の祝辞演説ありて紅裙は酒盤の間を斡旋し非常の盛会であった

●第四次松方（第一次）内閣成立 [二十四年五月六日] [衆議院及内閣之卷]

山縣内閣は辛ふじて第一期議會を切り抜けたが予算は六百五十萬円の大削減に遭ひ加ふるに其後の國政愈々困難に陥り且つ青木外相の条約改正に就て内閣の統一を欠きたるため山縣首相は辞表を上り二十四年五月六日 松方正義其後を承けて内閣を組織した

内閣総理大臣	松方正義	外務大臣	青木周蔵
内務大臣	西郷従道	大蔵大臣	兼 松方正義
陸軍大臣	大山巖	海軍大臣	権山資徳統
司法大臣	山田顕義	文部大臣	芳川顕正
農商務大臣	陸奥宗光	通信大臣	後藤象二郎

●星亨等の来越 [二十四年五月十二日]

自由党本部にては越佐同盟会の紛擾をき、憂慮に堪へず之れが調停の為に星亨、龍野周一郎を新潟へ派遣した

同人等は沿道各地に政談演説会を開きつゝ、二十四年五月十二日 新潟へ到着直ちに政談演説会を開き翌十三日幹部を集め協議をなし越佐同盟会を立憲自由党に加盟せしめんと勧誘頗る努めたるに對し小柳卯三郎、稲岡嘉七郎、渡辺腆、西潟為蔵等は之れに賛成したるも萩野左門は逡巡決せず 石塚秀策、関矢儀八郎は反對し議遂に決せず星等は其目的を達する能はずして空しく帰京した

●山際七司 東京の客舎に没した [二十四年六月九日]

山際七司は西蒲原郡黒崎村大字木場の人 任天と号す 夙に自由民権を唱へ自由党の創立者となり其他立憲政治に對する縣下唯一の功績者であったが 予てより東京の寓所に在りて病氣療養中なり薬石効を奏せず 僅かに四十三歳を一期として二十四年六月九日遂に逝去した 訃音一度縣内に伝はるや知己たると否とを問はず主義の異動を論せず皆彼れを惜んだ

地元西蒲原郡の有志者は六月三十日巻町専福寺に於て慰靈祭を行った 会者百余名、佐渡よりは代議士 鵜飼郁次郎の外佐渡官衙移転の為に最も尽力せられたる人なるを以て佐渡官衙移転期成同盟会を代表して齋藤長三が参列した

●鵜飼郁次郎の議會報告 [二十四年六月十五日]

鵜飼は二十四年六月十五日 同志者を中興の深山亭に招きて第一議會の報告を為した 其招きに應じて集まりたる者は左の二十名であるが此時彼は当時抱持せる意見を露骨に発表する時は選挙区の動揺せんことを恐れ 専ら穩健の態度を以て報告し其承認を求めたるにあらざるか 当時已に民党吏党の口々たる折柄なりしを以て彼れの苦心や察すべきであった 同志者も未だ民党、吏党に充分の理解なかりし時なりければ彼れの報告を聞いて誰も異議を挿むものなかりしが其後に於て同意者は彼れの吏党に與みし居ることを知るや之れを難詰せしに彼れは印刷物を以て「六月十五日議會に對する方針や諸般の要領を詳細に報告し口陳せ

るも對議會の挙止に就ては何等の議論を受けざりし」と弁明し居れ共 ソは聊かの外れの弁明である

[左の二十名] 皆川の池野最平、梅津の市橋藤藏、中興の石塚秀策、青木の本間一松、中興の堀脩太郎、泉の北条仁策、栗野江の小田茂作、河原田の高橋元吉、同高橋復二郎、大和の長野三忠、河原田の中山小四郎、新町の山本桂、羽吉の藤田嘉平、石田の近藤吉左衛門、同齋藤長三、多田の齋藤茂三郎、湊の清田益太郎、竹田の鈴木善藏、新徳の河原勝藏、及宮本房吉（住所不明）なりし

●越佐同盟会の去就 [二十四年六月二十六日]

越佐同盟会は前に掲げたる通り超然主義を標榜し辛ふじて其分裂を防止して居たが一方の雄 山際七司が病没したので此機会に於て主義を明確になし置くの必要ありとなし 二十四年六月二十六日新潟の法音寺に春期惣会を開催せしに各郡の同志五十七名集會し小柳卯三郎議長となり協議を進めしに個人主義と國家主義との甲論乙駁容易に決せざりしを以て七月三十日第二回を開くことゝして散會した
然るに七月二十九日 鶴飼郁次郎、長谷川萬寿弥、出塚助太郎、小林門平等は堀田樓に會合し翌三十日の會合に対する方策を協議して

主義は國家自由主義、目的は吾党は國家主義を本として萬般施政の方針となし之れに拠て國權を擴張し國民の安寧幸福を保全せんことを帰す

といふを以て越佐同盟会の指導精神たらしめんと申合はせた

三十日の會議は出席四十七名にして國權論者の大竹貫一は病氣にて萩野左門は喪中にて共に欠席したが協議に入るや鶴飼、出塚、小林等は前日申合はせの國家主義を主張し論難相努めたれ共 少数にて敗れ結局多数を以て中央の立憲自由党と氣脈を通ずることゝして左記の方針を決議し役員は、理事長に萩野左門、評議員に石塚秀策外九人を挙げた

- 一、 越佐同盟会ハ自由平等ノ主義ニ基キ國民多数ノ福祉ヲ増進スルニアリ
- 二、 本会ガ政治上ニ対スル大綱ノ意見ハ左ノ如シ
 - 一、 立憲政體ノ完成ヲ期ス
 - 二、 政務ヲ簡易ニシ國用ヲ節略スル事
 - 三、 中央集權ノ陋習ヲ破リ地方自治ノ制ヲ改良スル事
 - 四、 外交上對等ノ權利ヲ得ル事

一敗地に塗れたる國權論者十名は閉會するや直ちに堀田樓に密會し、小菅三、藤田寛太郎は直ちに越佐同盟会を奪回せんと主張せるも鶴飼、長谷川等は脱會の不利なる所以を力説したるため一同は其意見に随ひ隱忍自重して留まることに決した

役員選挙に於ては萩野は中立の態度に見えたるが故に多数を占むる個人主義派に於ては懐柔の意味にて彼れを理事長に推したれ共 彼れは遂に意を決して九月中旬大竹其他の同志と共に越佐同盟会を脱會した
鶴飼及石塚秀策は已に大竹等と同一行動を取れるものなることは明瞭となり居たれ共 佐渡有志者と六月十五日會合を席上穩健の報告を為し其承認を得たる關係上 七月三十日の越佐同盟会會議の際にも脱會論を排して留會したのであつたが九月大竹等の脱會した當時も猶彼れ等は脱會せず第二期議會開會直前までは越佐同盟會員として踏み留まったことは前述の通り選挙区地盤の動搖を恐れたゝめであつた

●辛卯俱樂部の設立 [二十四年八月十二日]

二十四年八月十二日、石塚敬一、石川寿作、市橋悌二、本間咲太郎、高野問藏、高橋藤藏、伊達喜太郎、齋藤長三は金沢村中興の深山助五郎方に集まりて時事を談じたる後 辛卯俱樂部を設立することゝして其趣旨書と規約を発表した。

辛卯俱樂部設立旨意書

抑々人ノ此世ニ立ツヤ学識ヲ涵養シ正義剛直ニ活発敢為ニ以テ一國社会ニ新鮮請漂ナル空氣ヲ與ヘ大ニ社会道德ノ腐敗衰退ヲ矯正シ國家元氣ノ麻痺沈滞ヲ恢復シ以テ自國ヲ泰山ノ安キニ置キ 各國民ハ平等ニ外凌内裕ノ幸福ヲ東流ニ浴スベキノ責ヲ負ハザルモノナキハ喋々々々ヲ要セザル所ナリ

今ヤ活眼ヲ開キ口首企足シ佐州全國ノ形勢ヲ通觀スルニ一地方一郷曲ノ間ニハ所謂彼ノ学会ナルモノアリテ其目的学事ヲ研究シ智識ヲ交換シ以テ社会ノ改良ヲ図ルニアルノミナラズ其数モ亦日一日ニ多キを加ヘ月一月ニ勢ヲ増スト雖モ親シク之ヲ伺察スルトキハ或ハ情ニ流レ身分ニ拘泥シ自ラ保守的因循姑息ノ嫌アルモノ少シトセズ 嗚呼又其行為ニ於テ其言論ニ於テ卓励ノ氣概アルヲ見ルヲ得ンヤ宣哉當國人ハ常ニ碌々偷安ヲ是レ事トシ未ダ曾ヲ國家徑論ノ策ヲ講ズルモノナク且ツ其休戚ヲ相見ル恰モ對岸火ノ如ク袖手傍觀ニ付シ恬トシテ憂色ナシ実ニ痛嘆ニ堪ヘザルナリ

抑モ餘輩此ニ痛嘆スル久シ屢采ヲ挙ルノ志起ル 然レドモ藪中ノ荊常ニ隔靴搔痒ノ歎アリテ止ム今茲辛卯慨然奮起及同感同志ノ士ニ謀リ一個ノ俱樂部ヲ設立シ全州ニ散在セル有為ノ諸彦ヲ糾合シ自由平等ノ主義ニ基ツキ權門ニ媚ビズ偏頗ニ陥井ラズ大ニ旧來ノ習風ヲ打破シ 一國ノ利益ヲ企圖シ吾人國家ニ對スルノ義務ヲ尽シ以テ各自ノ本分ヲ果サントス 蓋シ多少ノ困難ハ素ヨリ餘輩ノ甘シズル所 世人ノ冷評ハ素ヨリ餘輩ノ顧モザル処 餘輩ノ英銳竟期スル所ノモノハ身ヲ國家ノ犠牲ニ供シ以テ駿々乎トシテ社会ノ改良ヲ図ル是レノミ

嗚呼我佐州人ニシテ苟モ進取活発ノ氣概ヲ養成シ佐州一國ノ利益ヲ期シ光榮赫々タル新社会ヲ扶植スル國人ノ國人タラント思フ諸氏ハ本俱樂部ノ主旨ヲ賛成シ奮ツテ入会セラレヨ (以下略)

● 鶴飼郁次郎等旧友と袂を断つ [二十四年十一月四日]

二十四年十一月四日 自由改進黨の両党は東京に連合大懇親会を開き 政府は第二期議会で提出せんとする私設鐵道の買収、軍艦製造、製鉄所設置等に反対を表明して民党と称する対し旧國權派の人々は之に反して政府を支持するの態度に出でしかば 世間これを吏党と名付けたが我が佐渡に於ける鶴飼郁次郎、石塚秀策、中山小四郎 等は前にも述べし如く以前より其傾向は見えたる共 越佐同盟会に踏み留まって居た者なるが故に何等の談話等もなかりしけれ共 今回民吏両党の分るゝに及び始めて其態度を吏党と呼ばれる旧國權派の人々と同方向に進まんとするに及びたれば 本間一松、高橋元吉、齋藤長三等は極力之を留めんと論争としたれ共 及ばざりしを以て涙を揮て袂を分つてのやむなきに至った。

● 自由、改進黨両党連合して民党と称す [二十四年十一月八日]

第二期議會開会の招集状發せらるゝや 元來自由改進黨の両党は其主義必ずしも遠庭あるにあらず殊に今期議會の問題たる私設鐵道の買収、軍艦製造、製鉄所設置等に對しては意見全く異なるにあざれば互に旧來の感情を捨て、大同に就き協力以て事に當るを可なりとすとの説双方に起りたるを以て立憲改進黨の首領大隈重信は自由党の總理板垣退助を訪問して兩年相反目したる両党を互に相提携せしめんと謀りて功を奏し二十四年十一月八日東京に両党の大懇親会を開きて連合の実を収め而して之を民党と称せしに旧國權派の人々は之に反して政府を支持するの態度に出でしかば世之を吏党と名づけた

● 第十四回通常縣会

(國權派議員の辭職) [二十四年十一月二十四日] [新潟縣会之卷]

第十四回通常縣会は二十四年十一月二十四日召集されたるが曩に意見の齟齬より越佐同盟会を脱会したる大竹貫一の一派(明治政党的の卷に出す)則ち國權派が來たるべき縣会に於て自由党の内容を暴露して大に

之を攻撃すべしとの風評頻々として開会前已に異常の緊張振りを示して居たが果せる哉 縣会最終日の十二月二十三日には大竹自ら陣頭に起って自由党の不正行為を捉へ来りて攻撃し大暴発を來した則ち彼れ等は今迄曖昧に附し居りたりし中央に於ける民吏両党の蜂茫を始めて明かにしたのである彼れ等は曰く、斯の如き議員と席を同じうするは潔しとせざる処なり云々とて議員の辞任を表明して退席せしかば我が石塚秀策、市橋藤蔵等十名も同一の行動を取り議員を辞した

辞任せる国権派議員十一名に対する補欠選挙は二十五年二月執行されたが辞任者中の市橋と南魚沼郡の廣田柴吉は再び候補となって当選したが此時の補欠選挙の当選者は自由党四人改進黨一人国権派六人で佐渡の当選者は前に記せる通り

石塚秀策跡は自由党の高橋元吉

市橋藤蔵跡は同人の再選

であった

●第二期議会の解散 [二十四年十二月二十五日]

二十四年十二月二十五日 第二期議会は解散されたが別冊衆議院之巻に出す

●第二期議会の解散 [二十四年十二月二十五日] [衆議院及内閣之巻]

二十四年十二月二十五日 第二期議会は解散された 其理由は自由、改進黨の聯合に拠る民党に拠って政府提出の重要法案並に予算案に反対し新規要求経費七百九十餘萬円を削減し軍艦製造、製鉄所設立、鉄道國有、監獄費國庫支弁、其他重要な新規提案は悉く否決せんとしたるためであった

●新潟国権党の組織 [二十五年一月十九日]

二十四年九月 意見の對立に依り越佐同盟会を脱党したる萩野、大竹等は國権主義の政党を組織すべく計画したが機関新聞の必要を感じたるを以て窃かに同盟会の機関誌東北日報の株式を募集して遂に國権派の所有となし先ず筆陣を張って其主義主張を公にして同志を募り二十五年一月十九日、三条町の二洲楼に有志大懇親会を開き席上満場一致の形式に拠て國権党を組織し越佐同盟会及改進黨に對抗すること、して大に氣勢を揚げ同時に第二回総選挙に對する「選挙競争陣頭に相見ゆるの宣言書」なるものを発表した 此懇親会に鶴飼、石塚、中山等は無論出席したるものと思へども何等知るべきの途なけれ共 同志者たることは素より論を待たぬところである

●新潟に於ける民党大会 [二十五年一月二十一日]

二十五年一月二十一日 自由、改進黨の連合より成る縣下の民党は新潟の行形亭に於て有志大会を開き第二回の総選挙には全員を民党より選出せしめんとの協議を纏めて大いに各郡同志を奨励する処があった

●在京学徒鶴飼を訪問す [二十五年一月二十三日]

天下の政党は分れて民党吏党となるや我が鶴飼も所謂吏党し称せられるに至るや在京学生（誓水会員）中の皆川の池野謙吉、白瀬の石塚三代吉、舟下の後藤吉市、湊の鈴木次郎、三宮の山本幸策、両津の高橋仁作、相川の吉田友吉、の人々は二十五年一月二十三日相携へて鶴飼郁次郎を芝桜田本郷町の榎郷軒の寓居に訪問して同人の意見を叩いたことがある此時の問答関記を佐渡の北溟社へ送いたのであったけれ共 紙面の都合上掲載せぬと北溟雑誌記者は述べて居るが若し是れあれば其時の鶴飼の心意も分れしことならんに誠に遺憾の事である 而して右八人中生存せるものは池野、鈴木の兩人だけであるから著者は其二人に聞

いて其真想を知らんと思ひたれ共 惜いかな兩人の回答は左の通りで獲る処はなかつた

池野回答の要領、二十五年干渉選挙の終つた後であつたことは確かだが同行者は誰であつたか其他談話の如き丸で記憶ない

鈴木回答の要領、盟友数氏と共に訪問して酒飯の馳走になり席上民吏両党に就ての談話をなしたる様臚げの記憶あれ共夫以上何事も分らぬ

とのことである

〔「此時の問答関記」は原書中村宇之助氏所蔵、前代議士鵜飼郁次郎君談話筆記、として鵜飼文庫に収蔵されている、この談話筆記と比べると上記記事は訪問者の氏名、日付等誤りが多いが、長三が北溟雑誌記者からの聴き取りによつた、めか

長三の「若し是れあれば其時の鵜飼の心意も分れしことならんに誠に遺憾の事である」に従つて全文を本号末に掲載する、この談話筆記では、石田三四吉、高橋仁策、志田友吉、杉山太吉郎、山本孝策、鈴木治郎、後藤吾市、池野謙吉の八名、明治二十五年一月二十五日午後六時芝区桜田本郷町桜郷軒に鵜飼郁次郎を訪問せり、同氏は今日迄の経過並に将来の方針を招きし顛末の大要左の如く語れり、となつてゐる]

●第二回衆議院議員選挙 [二十五年二月十五日]

二十五年二月十五日第二回総選挙にて其詳細は別冊衆議院の巻にあるが民党は自由党の池野最平を推し吏党は鵜飼郁次郎を立て、争ひしが僅々九票の差にて民党の敗となつた

当選 二二三票 (国権) 明治村原黒 鵜飼郁次郎

次点 二一四票 (自由) 國中村皆川 池野最平

●第二回衆議院議員選挙 [二十五年二月十五日] [衆議院及内閣之巻]

二十五年二月十五日 第二回の衆議院議員の総選挙は執行されたが前に記せる通り自由、改進黨の両党は聯合して民党と称せるに對し國權党は此の原案を支援とせる為め吏党と言はれ 日程浅きも結党の當日「選挙競争陣頭に相見ゆる」といふ宣言書を發表し花々しき戦争を為すべく萩野左門、大竹、鵜飼等五人立候補し相当烈しき競争もありたれ共 惜しひ哉 結果は佐渡を除くの外國權党は悉く討死したが佐渡に於ても有権者を戸別訪問を為したる結果僅かに九票の差であつたことを以て其烈しかりしことを知ることが出来る

当選 二二三票 (国権) 明治村 鵜飼郁次郎

次点 二一四票 (自由) 國中村 池野最平

第二期議会は内務大臣 品川弥次郎が陸海両大臣と共に強硬なる解散論者なりし為め第二回総選挙に於ては政府党多数を占めざる可らざることなれば品川は非常なる選挙干渉を為したるため各地共競争激烈を極め全国を通じて死者二十五人負傷者三百八十八人を出したれ共 其獲る処は自由党九十四名改進黨三十七名の民党百三十二名なるに中立七十四名を除いて吏党と言はる、者は僅かに九十四名だけなりしを以て品川は内務大臣を辞するの止むなきに至つたけれ共 此干渉は主として九州中国方面が激甚であつた本縣知事の如きは中央の指揮に動きたる形跡なく至極平穩であつた

●佐渡に於ける民党懇親会 [二十五年三月十五日]

兼て折衝を進めつゝありし自由、改進黨両派提携の交渉漸く整ひ 二十五年三月執行の縣會議員半数改選も提

携派にて三名（高橋元吉、榎武吉、金子勘五郎）全部獲得せしことなれば夫等の祝賀を兼ねて三月十五日金沢村山田亭に於て両派聯合懇親会を開きしに出席八十余名 高橋元吉、野沢卯市、齋藤長三等の祝詞演説あり非常の賑ひなりしが席上将来は佐渡民党と称する一つの政社を設けんとして先づ磯部八五郎を推して理事となし其他種々の打合せをなして散会した

●第九回新潟県会議員選挙 [二十五年三月]

二十五年三月 第九回新潟県会議員の選挙を執行したれ共 別冊新潟縣会之巻に出ず

●第九回選挙 [二十五年三月] [新潟縣会之巻]

第九回の半数改選は二十五年三月執行されたるが越佐同盟会を脱会したる大竹貫一、鶴飼郁次郎等が同志糾合の真最中なりしを以て各郡とも相当激甚なる競争もありたりしが佐渡にては退任者高橋（自由）市橋（国権）金子（自由）三人の代員選挙にて高橋と金子は再選し市橋は榎（改進黨）に敗られて国権派は一人も出すことが出来なかつた

雑太郡 一名（外に前回の留任者 池野最平、近藤吉左衛門）

河原田町 （自由） 高橋元吉

加茂郡 一名（外に前回の留任者 池田球造）

加茂歌代村（改進黨） 榎 武吉

羽茂郡 一名（外に前回の留任者 風間安右衛門）

小布施村 （自由） 金子勘五郎

●鶴飼の送別会 [二十五年三月十九日]

二十五年三月十九日国権派の石塚秀策、高橋藤蔵、中山小四郎、石川弥八、後藤五郎治等の發起にて第二回衆議院議員に当選し近く上京する鶴飼郁次郎の送別会を夷の吉田楼に開く 発起者惣代として石塚開会の挨拶を述べ、鶴飼の答辞に続いて中山、後藤（五）及後藤一策等の祝辞演説ありたる後餘興として猩々、海士、放下僧、八島等の能楽仕舞ありて扱觴飛び口歌起り舞袖閃き非常の盛会であつた

●鶴飼の報告演説会 [二十五年七月十三日]

鶴飼郁次郎は二十五年七月十三日帰国するや金沢、夷、新穂、小木、河原田等に於て第三期議会の情勢を詳細に報告し併せて民党にも属せず終始中立の主義を取りたる所以を説いた

●島田三郎、角田真平等佐渡に熱弁を振るう [二十五年七月十九日]

東京代言人 角田真平及新潟の小崎懋は七月十九日夷町へ渡航し同地魁進座に於て政談演説会を開きしに聴衆三百余名小崎は「民党の前進」といへる題にて説き未だ半ならざるに中止の命に遇ひ 角田は「國家の大斗」と題して得意の弁を振り 閉会后吉田楼にて懇親会を催ふし改進黨、自由両派の人々四十余名出席した二十日は畑野にて、二十一日は相川中教院にて開会せしに聴衆六百名 中島吉次郎開会の趣旨を演じ次で小崎、角田の両弁士にて殊に角田は二時間に涉りて雄弁を振り 更に懇親会を開きしに出席四十余名 柄沢寛の挨拶に角田の謝辞あつた

越へて二十二日は佐渡民党有志の招聘に依じて来りたる島田三郎、高木正年、波多野傳三郎の一行と金沢村に會し旧新保小学校に於て政談演説会を開きしに遠近より来れる聴衆千五百名にて同地方未曾有の盛会なりしが齋藤長三の開会の挨拶に次で小崎「吾人の目的」高木「整理時代」角田「憲法國」波多野「第三

議会」島田「政治改良意見」の順序にて登壇各得意の雄弁を振ひしに聴衆は非常の感動を起せし体にて七時半散会 夫より山田亭に懇親会を催ふせしに会する者百余名 席上高橋元吉の挨拶に小崎、角田、島田、の演説あり盛会であった

●板垣退助の渡航 [二十五年八月八日]

自由党総理 板垣退助は中野勇次郎、龍野周一郎、岩崎萬次郎、齋藤珪次等を従へ 二十五年七、八両月に渡り県下各郡を巡回政談演説会を催ふし党員を激励する処あったが佐渡へは八月八日渡海すべき日割でありし処 折悪しく海上荒れて航海なかりしかば前途行程の都合上取り止めとせしを兼て出迎ひの爲め前日新潟へ出張し居りし高橋元吉の熱誠なる請求によりて其翌九日渡海することゝなつたが佐渡郡民は板垣を自由の神の如く耳底に響き居れることゝて若し演説が聞かれなければ顔だけでも拝めんとの心持より遠方の者は腰弁当にて八日早朝より河原田町へ出掛け居りしに渡海杜絶と聞くより皆落胆の有様なりしに九日渡海するとの報を得るや皆泊りがけにて待ち居りたりければ町内の人家には何れも人々を宿泊せしめざる処なきの景況であった

演説会場は河原田一ヶ所との取定め故 河原田へ出でざる老人婦人或は子供の如きは沿道にて之を拝まんとして佐渡空前の雑踏であった

緒て九日午前板垣一行の搭乗せる汽船の夷港に着せんとするや上陸にてハ煙火を打揚げて之を報ずれば自由、改進黨の有志者数十名は何れも小旗を挿したる人力車を連ねて出迎へ板垣の車には紅白の綱をつけて三人にて曳かしめ其傍らには名畑貞蔵とて元、佐渡ヶ島と呼ばれたる相撲取りが大旗を持ちて従ひ 有志者数十名の車は其前後を擁して出発した 一行の車の河原田近く長木八幡神社の前の掘割に姿を見するや前面の丘上則ち今の中学校の在る処にて数発の煙火を打揚げて一行の到着を報ずれば前日来待ち受け居たる群衆はスハとばかりに動揺めき騒ぎて出迎えた

此日来集の群衆は一萬と注せられたが如何でか会場に収容し得らるべき其大部分は途中にて板垣其人を見たる許りにて帰村するのであった

演説会場の常念寺にては高橋元吉の開会の挨拶に引続き板垣を始め随行者各弁士の演説もありたれ共其演題などの記憶になきため爰に掲ぐることの出来ぬのは洵に遺憾千萬である

演説会終るや引続き同寺にて懇親会を催ふせしに來会者三百余名 真に立錫の餘地なく会主として高橋の挨拶に板垣退助の謝辞があり非常の盛会であった

板垣の宿坊は当地の素封家佐々木小太郎の宅にて随行者は夫々各家に分宿した翌十日の出発は前日と同じく順序を正して見送りをなし本間一松は新潟まで同行して見送った

●鶉飼の慰労会 [二十五年八月二十日]

代議士 鶉飼郁次郎の慰労会は河原田の常念寺で開かれた 来り集まる者百七十余名、石塚秀策の挨拶に鶉飼の謝辞並びに一場の演説を為したる後 中山小四郎又祝詞演説を為したる後寺裏の浜手市場に催ふせる園遊会に移った 場所は凡そ千坪程松の並木にて打囲み其間より真野湾を瞥見し園遊会などには至極適當の場所である 先づ四方仮りに垣をめぐらし一方に緑門を建て中央に柱を立て、針金線を張り渡し提灯に紅白のペラペラを添へて垂下せしは見栄えがあった 偖て場内に入れば簀張りにて水屋あり白玉屋あり飯屋あり酒屋にお好み次第何れも二三名づつの赤襷に前垂掛の芸妓がチト御休みと客を引くの状をなし、トアル簀張りの内にはし扇パチパチ落語家桂文樂の嘶しがあるなど東京上野あたりの趣きにて此処に浮れ彼処に憩ひて随意気儘に打興ぜるはサコソ愉快ならんと思はれた見物人も一時垣外に山をなせしが之れには切符を撒き與へて拾ひし切符に應じて中六饅頭を與へ日暮れよりは浜辺にて絶えず煙火の打揚あり各自思

ひおもいに帰路につきしは十時頃にてあった

●条約改正に関する請願 [二十五年十月二日]

当時条約改正に對しては進歩派と稱し「外人の内地雜居の自由を認め對等の条約改正を遂行せん」とする者と保守派又は對外硬派と稱し「外人の内地雜居を尚早とし國權伸張を主張」する者との二派があった中央に於ては對外硬派と稱する大竹貫一、大井憲太郎、神鞭知常、安部井磐根、等は内地雜居講究会なるものを組織し各府県に支部を設けた

本縣に於ても大竹及萩野、鶉飼等が中心となり各郡に内地雜居講究会又は其支部を組織し演説会を開き請願書に調印せしむる等随分賑々しかったが条約改正に関する請願書は二十五年十月二日貴衆兩院へ提出したが内地雜居に對しては尚早論を唱へた

●稲堀事件 [二十五年十一月] [新潟縣会之卷]

二十五年十一月開催せる通常縣会開催中議長 稲岡嘉七郎、常置委員 堀川信一郎の二人は道路問題に関し収賄の嫌疑を以て司直の取調べを受けたる事件ありしが縣会は自由党全盛時代の事として役員は全部自由党の独占なりしを以て改進黨の兩党は聯合して自由党を攻撃し議長及常置委員に向つて辭職を勧告し或は不信任の決議を為す等の大被瀾を起したので 議長は辭職し次いで常置委員中 堀川信一郎、佐藤吉一郎の二人を除く外 池野最平（佐渡）始め五名は十一月二十六日辭表を提出したが其理由は

自分等は今般同僚中の一人（堀川をいふ）が汚辱を蒙つて常置委員の団体に瑕瑾を生じたる故を以て責任を連帶して現職を退くといふのであった従つて常置委員予備員たりし風間安右衛門（佐渡）外三人も同じく辭職したが予備員の補欠選挙は暫く保留することゝし議長及常置委員の選挙を行ひしに当選者は直ちに辭退せるを以て選挙を行ふこと数回にして漸く議長には改進黨の星野道太郎、常置委員には國權派の笹井祥作（佐渡）、改進黨の榎武吉（佐渡）外三人が當選承諾してケリをつけて通常会は終つたが五日過ぎて十二月五日より開かれたる臨時会は俄かに平静復する筈はなかつた 果して新議長星野が辭職を申出でしを以て年長議員たる風間安右衛門（佐渡）が議長席につきて選挙を行ひ國權派の佐藤宗弥當選せるも受けず再選挙にて自由党の大滝傳十郎が當選し次で副議長には池野最平（佐渡）が當選共に承諾したが翌六日の議場では常置委員 笹井祥作（佐渡）外一名辭職に付補欠選挙を行はんとするに際し國權派の木村順三、小川義治の二人より

本會議員 稲岡嘉七郎、堀川信一郎及須田勝十郎、吉岡政三郎、（此二人は土木受負業者なり）ニ係ル嫌疑事件予審終結ト相成リ其決定書ヲ一読スルニ議員中関矢儀八郎、大滝傳十郎、稲岡嘉七郎、堀川信一郎、小池新三郎、佐藤吉一郎、大沢豊太郎、池野最平（佐渡）ノ八名ハ職務ヲ濫用シ収賄ノ事實明瞭ナルヲ以テ茲ニ本會ノ決議ヲ以テ退職トセントス

との巨弾を投ぜられた又々議場は紛擾を來し自由党議員が發言せんとすれば傍聴人より石を投げ或は総立ちとなつて妨害し殆ど一語も發せしめなかつた 斯くの如く議場は毎日此問題にて紛擾を極め十二月九日遂に中止を命ぜられたが十一日の議場は更に一層烈しかりしかば縣知事 箆手田安定ハ更に中止を命じ内務大臣に具狀して縣会を解散せしめしは實に十二月二十四日であつた

世間之を稲堀事件と云ひ常置委員を指して七頭の豺狼と惡罵した

稲岡、堀川の二人は新潟地方裁判所に於ては有罪の判決を受けたけれ共 東京控訴院にて無罪となつた

●加茂湖の測量 [二十五年十一月十日]

板垣が佐渡を退くの時 加茂湖を觀て激賞し軍港に最も好適なりと言はれしを以て自由党員は果して軍港

と為すことを得ば本縣の利益なることは言ふまでもないが國家の利益なりとし二十五年十一月の通常新潟縣会に於て左の建議をなした

加茂湖測量其他の建議

本縣北海一帶ノ海岸ニ良港ナク之レガ修築ノ急ナルハ喋々ヲ要セズ 今ヤ帝國議會開ケントスルノ前ニ當リ、我縣会ハ新潟港ト大關係アル松ヶ崎及新潟ノ代港タル夷港ニ接続セル加茂湖ノ測量ヲナサシメ 之レガ参考ノ材料ヲ備フルノ必要ニ迫レリ 幸ニ松ヶ崎ハ土木監督署ノ測量アレバ之レガ図面ヲ謄写セバ可ナリ 獨リ加茂湖ハ測量ヲ要スルヲ以テ左ノ金額ヲ二十五年度予備費ヨリ支出シ技師ヲシテ縣会開設中ニ測量ヲナサシメ各員参考ノ材料ヲ備ヘント欲ス依テ此段及建議候也

一金 五百八十五円 佐渡加茂湖測量費

一金 拾五円 松ヶ崎測量図謄写費

計金 六百元

明治二十五年十一月十日 新潟縣會議長稲岡嘉七郎

新潟縣知事 籠手田安定殿

二十五年度中に測量を了へたれ共 二十六年二月縣會議員改撰の結果反自由黨議員の多数となりし為めではあるまじけれ共 以後何等の計画も立てず今日に至るまで其俟に終つた

●第十回新潟縣會議員選挙 [二十六年二月八日]

二十六年二月第十回新潟縣會議員選挙行はれたれ共 別冊縣会之卷に出す

●第拾回選挙 [二十六年二月八日] [新潟縣会之卷]

解散に依る第十回の選挙は二十六年二月八日執行されたが 稲岡、堀川の両人は東京控訴院に於て無罪の判決を受けたれ共 此事件に災されて自由黨の風評甚だ宜しからず定員六十五名の中 當選せる者僅かに十五名といふ悲惨の境遇に陥つたが佐渡に於ても自由黨は一名も出なかつた

此選挙に於て三郡共相当の競争があつたけれ共 今明かなるが雑太郡に於ては河原田町自由黨の高橋元吉は二十五年三月當選せる者なるが稲堀事件の爲め解散となりて席に在ること一年に及ばざれば今度自分の出馬は當然の事なりと逸早く立候補の名乗りを挙げれば同町に住みて政治上の意見を異にせる国權派の中山小四郎は我れは彼れより年長である彼れが起つならば我れ何で躊躇せんやとて同じく立候補を宣したれば一町内にて二人の立候補なるを以て最も激烈なる競争のあることを予想されて居たが爰に兩人共に懇意の間柄なる同町の醫師酒井直一は両虎闘ふ時は一虎必ず其傷つかんことを憂ひて居中調停の勞を採り斡旋最も努めしかば兩人共快く酒井に一任せるを以て酒井は關係者を河原田町に招きて交渉会を開き種々協議の末

高橋 中山の兩人は此度は勇退し、国權の山本傳十郎と改進の山本藤右衛門は曩に一度立候補せしも當選せざるものなれば此二人に優先權を與へ他の一人は自由の池野最平と国權の笹井祥作に就いて抽籤を以て之を定むる事

といふに決定して抽籤を行ひしに笹井が當籤したりければ即ち両山本と笹井の立候補することに満場異議なく同意し一事は如何なる慘劇を見るやらんと危惧せし問題も平和に決定したれば選挙は左の如く円満に終了した

雑太郡 三名

三宮村 (国權) 山本傳十郎

山本は二十九年十月辞任に付補欠當選者は

金丸村	(国権)	白杵兼蔵
新町	(改進黨)	山本藤右衛門
澤根町	(国権)	笹井祥作
加茂郡	二名	
梅津村	(国権)	市橋藤蔵
大野村	(国権)	小杉実吉
羽茂郡	二名	
徳和村	(改進黨)	佐々木翠
恋ヶ浦村	(改進黨)	松本八十八

松本は二十七年三月辞任に付補欠当選者は

川茂村 (不明) 風間安右衛門

抽籤により山本(藤)、笹井、小杉、佐々木の四人は半期退任となり山本(傳)、市橋、松本の三人は満期継続することになった

二十七年三月は第三回衆議院議員の選挙にて松本八十八は民党の候補者となり縣會議員を辞任したるを以て四月其補欠選挙を行ふに当り改進黨の人々は羽茂村に集合して候補者選定の協議を為したる結果 風間安右衛門を推すべく決定し其勧誘委員として若林助太郎、野澤卯市の兩人を派遣した

此風間に就ては自由、改進黨両党共に何れも自党有利の觀察を為して居た(田辺九郎平に就ても亦り)自由党にては彼れは元来自由主義を奉ずるの人である 曾て二十三年には彼れは我党の縣會議員ともなった 従来我が党が羽茂郡に關係ある政治上の問題を決するには常に彼れと徳和の羽豆太郎三郎 背合の松本卯吉の三人に依て決定したものである 我党が大同派たりし時代に大同派としては殆ど確定的なりし多田線の開削を変更して赤泊線を先きに開削することに変更せしことは田辺九郎平の努力に拠るは勿論なるも田辺が河原田の高橋又三郎を通じて自由党に〇〇運動せしことも其一因なれば風間、羽豆、松本が何れも赤泊線の沿道にありて直接の關係あることも又其一因なのである 去れば改進黨が何をいふとも彼れは我党の人である 然るに彼れを改進黨なりなどといふことは野沢卯市が東京より歸りて以来 羽茂郡は自己の権内に包容せんとの意志を以て運動せるが故に穩健著實にして人と争ふことを欲せざるといふよりは寧ろ争ひ得ざる彼れは双方に對して其風向きの都合に従ひ居るが為に改進黨は改進黨のものなりといふも我党の因縁は遠くて深きものなれば我党の者なりと自由党は堅く信じて居たものである

而して改進黨は彼れは決して自由主義を奉ずる者にあらず 彼れは赤泊線を開削せんとの希望ありしが為に投げ勢力ありし自由党を利用して之れを遂行せしめしまでにして即ち赤泊線に對する恩義あれば自由党を装ひ居りしに過ぎずと云ひ触らして居た

斯の如き状勢であるから自由、改進黨、兩派の主張を自ら信じ居れば可なりではあるが 彼れが没後の今日に於ては彼れの意志は果して何れなりしや知る能はざるものとして置くの外はない

偕て若林、野沢の二人は風間に面談せしに彼れは充分の希望を有すれ共 彼れの心には前に記したるが如き首鼠兩端の考へありしものにや容易に口を開かざりしを以て兩人も一泊するの止むなきに至りしが翌朝兩人より回答を促せども黙して答へず 時に妻君傍らにありて諾否何れとも回答せよと迫る、此妻君は女傑の評あり想ふに深夜人静まって夫君に一策を授けしものか妻の此一語を聞くや忽ち口を開いて野沢等の勧誘を受諾したのである

其議員に當選するや二十八年三月は役員改選の縣会であつたが其投票を改進黨よりも自由党よりも要求ありしは勿論の事にて爰に於て彼れは大に苦しみたるならんも議長は自由党の高岡忠郷に、常置委員は改進黨の二國萬次郎に投票せりとのことであるが其苦哀や実に憫察すべきである

[この記事について、野沢卯市が「佐渡政党史稿批正の弁」で誤りとしている]

[以下、野沢卯市原稿]

二十七年三月衆議院議員当選した松本八十八は法制上縣會議員を兼ねることを得ぬので辞職をした其補欠選挙の爲め羽茂郡の改進黨有志者は羽茂村に集合して候補者選定の打合せを為し且度津線（小木より川茂に達する線路）開築希望の目的達成のことを協議し先年風間安右衛門が赤泊線開築問題で赤泊有志者が改進黨の了解を得て種々の工作を施して自由派援助の下に赤泊線は完成したのであるが其当時は自由派の多数時代で止を得ないのであったが改進黨優勢の今日風間があのままになっては同党の□□を□□することとなり又度津線の目的貫徹に不利であるから此際彼を縣会に出し出発点を新にして改進黨に復帰せしむることとせば一石二鳥の良案なりとの説に決し其勧誘委員として若林助太郎、野澤卯市の兩人が出向くこととなり兩人は即日出発夜に入って風間宅に着き早速来意を述べて其承諾を求めたところ風間は熟考の上明朝返答致しませうと云ふことで翌朝更に懇談を重ね遂に承諾する旨を答へたので兩人は之を有志に報告し風間は無競争で当選となった、そこで羽茂及び赤泊の有志者は風間と共に出縣し改進黨の坂口、丸山、二國等の幹部に会見して意志の疎通をはかり其冬の通常縣會に度津線は越後の二線路と共に改進黨議員連名の建議案として提出可決したのである

●鵜飼の報告演説会 [二十六年三月二十四日]

二十六年三月二十四日帰郷せし代議士 鵜飼郁次郎は新穂、河原田、両津等にて第四議会の報告演説会を催ふした

●自由党新潟支社の組織 [二十六年四月十五日]

二十六年四月十五日 越佐同盟会は臨時大会を開いて解散することゝ改めて自由党新潟支社を組織したが五月十四日結党式を挙行し 佐渡よりは堀脩太郎、齋藤長三の二人が出席し 翌十五日は堀田楼にて盛大なる懇親会を開いて祝賀した

●佐渡自由倶楽部の創立 [二十六年四月三十日]

池野最平、本間一松、高橋元吉、齋藤長三、児玉甚右衛門等は二十六年四月三十日 新保の児玉左司馬方に集合し 二十五年三月十五日金沢山田亭にて自由、改進黨合同懇親会を開きし際 両党相提携して佐渡民党と称することに定めしも今後各分立して有事の時更に相提携することゝすべしと決し 此旨を改進黨へ通告し 別に佐渡自由倶楽部なる非政社的団体を組織し 追って発会式挙行までは仮りに役員は幹事に齋藤長三、児玉甚右衛門の二人、委員に池野最平、池田球造、本間一松、堀脩太郎、高橋元吉の五人を挙げた。十月二十六日自由党新潟支部幹事 高岡忠郷、縣會議員 遠藤治一郎、自由新報主筆 林包明、同記者 神林芝尔等を招聘し河原田町常念寺に於て佐渡自由倶楽部の発表式を挙行し左の役員を定め終つて遊景楼に於て祝賀懇親会を催ふした

会 長 池野最平

幹 事 齋藤長三 児玉甚右衛門

評議員 有田秀蔵 高橋元吉 堀脩太郎 本間一松 池囊一 池田球造 河原勝蔵

風間安右衛門 羽豆満平 金子勘五郎

右一行の来郡を機とし本間一松、高橋元吉、齋藤長三の三人之れに加はり河原田、新穂、夷の三箇所にて政談演説会を開いた

[明治二十六年六月三十日発行の「北斗」三十二号に佐渡自由倶楽部の廣告が出ている。]

●佐渡義会の成立 [二十六年七月一日]

本洲には従来種々なる団体ありと雖も多くは青年者流の学会にて其他は純然たる政社に為らずして不偏不党而かも大胆無遠慮に此國に生じ来たれる教育、殖産、其他時事問題に関して論究するの会合なきは甚だ遺憾なりとして川上賢吉その他数人の発起にて佐渡義会なるものを組織し時事問題に関しては飽くまでも討究して之れが矯正者となり刺撃者となり向導者となりて以て同国の弊風をあらため社会の改良を謀るを目的とし二十六年七月一日金沢の深山亭に会合して規則要領などを決議し役員は

会 長 川上賢吉

副会長 竹本多平

幹 事 佐竹守太郎 岩原仁三郎 明石瑩 齋藤長三 藤井市蔵

とし其第一回を七月九日午後二時より深山亭に開いて「故佐渡郡長須藤——賢与建碑の件」「佐渡三郡組合会に就ての件」「佐渡物産会社始末の件」等を論究したが其後政党化したといふ譯でもなかったけれ共 多少其傾きなきにしもあらず又内訌等も生じ惜哉自然消滅の運命に陥ったが会員の重なる者は左の通りであった

藤井市蔵、増山治七、小池貞一郎、高橋復二郎、竹本多平、菊地武雄、北条勤、島倉祐次郎、山本藤右衛門、羽田清次、川上賢吉、高橋元吉、北条欽、鈴木芳太、岩原仁三郎、明石瑩、岸野襄一、齋藤長三、中山小四郎、藤本亀蔵、笹井祥作、佐竹守太郎、森知幾、市橋悌二、近藤義郎

[「北斗」三十四号の論説に羽田清次君の佐渡義会を脱するに就いて所見を陳ぶ、がある]

●第五次伊藤（第二次）内閣成立 [二十六年八月八日] [衆議院及内閣之巻]

松方内閣は第二次総選挙干渉問題による内務大臣及農商務大臣の更迭を來たし 新たに内務大臣となりし河野敏謙が地方長官を左遷讎首せる等内閣の不統一暴露したるため七月二十八日総辞職を為したるにより後継内閣は八月八日伊藤博文によりて組織された

内閣総理大臣	伊藤博文	外務大臣	陸奥宗光
内務大臣	井上 馨	大蔵大臣	渡辺國武
陸軍大臣	大山 巖	海軍大臣	仁礼影範
司法大臣	山縣有朋	文部大臣	河野敏謙
農商務大臣	後藤象二郎	逓信大臣	黒田清隆

●大日本協会新潟支部の組織と解散 [二十六年十月二十八日]

曩に對外硬派と称する大竹貫一、大井憲太郎、神鞭知常、安部井磐根等が内地雑居講究会なる団体を組織し各府県に之れが支部を置きたることは前に記したが 二十六年十月右講究会を解散し新たに大日本協会を組織し 各府県に支部を置くこと、したれば大竹は萩野左門、鶉飼郁次郎等と共に新潟支部設立の為に活動し上越の求心会も参加せるを以て支部を設け萩野を理事長に推薦し宣言は本部の趣旨書を其俣使用し規約を作成し本部より神鞭知常、和田彦次郎、小久保喜七、菊地景春等を招き二十六年十月二十八日発会式を挙行し引続き政談演説会を開き大に趣旨の擴張に努むる所あったけれ共 当時有名なる千島艦事件が突発したるを以て協会は条約励行論を提げ事件の失態を捉へて天下に呼号したので輿論の中心勢力となつ

たが政府は翌二十七年一月安寧秩序を害するものと認めて解散を命じた 之れに伴ふて支部も自然消滅した

●第五期議会解散 [二十六年十二月三十日]

二十六年十二月三十日第五期議会は解散となったが別冊衆議院の巻に出す

●第五期議会解散 [二十六年十二月三十日] [衆議院及内閣之巻]

第五期議会は二十六年十一月二十五日を以て召集せられたるが政府反対派は官紀振肅問題を掲げて政府に肉薄し条約履行の建議案を上提し大日本協会の安部井磐根が説明せんとして未だ数語ならざるに十日の停会の命下り期満ちたるの日 陸奥外相反対演説を試み其演説の終るや更に十五日間停会の詔勅下り開会に至らずして解散を命ぜられた

●第三回衆議院総選挙 [二十七年三月一日]

二十七年三月一日第三回衆議院議員の総選挙は行われた 詳細は別冊衆議院之巻に記せ共 民吏両党競争の結果は民党の勝利に帰した。

当選 二百八十七票 (改進黨) 恋ヶ浦村背合 松本八十八

次点 百九十三票 (国權) 明治村原黒 鶴飼郁次郎

●第三回衆議院総選挙 [二十七年三月一日] [衆議院及内閣之巻]

二十七年三月一日 第三回衆議院の選挙が執行された 第五期議会の解散となるや鶴飼郁次郎は自派の提出せし問題の為に解散されたのであり殊に居常覇氣満々たる彼れは解散後逸早く立候補を宣したが従来佐渡の選挙には投票買収の如きは全然行はれなかつたのが而かも候補者其人の資産の有無は選挙人の信望を繋ぐ上に最大条件として多大の影響があつた 此前の第二回の総選挙に於て自由、改進黨の連合に依て推された池野最平が当選すべき筈なるに鶴飼の為に脆くも落選の憂目を見たのは其一半の原因が両候補者の資産状態に著しき相異があつたためであるとの世評に鑑み今回は相当資産のある人物を擁立するの必要があるといふので自由党の高橋元吉と改進黨の島倉祐次郎等が主となつて各方面を物色の結果 背合の松本八十八を適当なりと見込んで改進黨の幹事は新町の松井六蔵方に集合して協議を擬し先づ以て松本の親戚である田切須村の佐々木甚太郎を招いて相談したるに佐々木は家門の榮譽なればとて進んで勧誘方を引受けたが親族の一部に反対する者あつて容易に決しなかつたので 佐々木は同じ松本の有力の親族なる四日町の曾我吉十郎と協力斡旋大に努め遂に本人の承諾を得、佐々木を会計として正々堂々馬を陣頭に進むるに至つた 茲に於て自由改進黨の連合軍は意氣俄に昂り此一戦飽迄も必勝を期さねばならぬ萬一にも再び敗衄を見るが如き事あらむか反対派の地盤を益々鞏固ならしめ、また授く可らざるに至らしむるものであるとなし及ち獅子奮迅の勇を鼓して猛攻突撃すれば鶴飼も第一回第二回の連戦連勝の餘勢を駆って民党連合何物ぞと同志の精鋭を督して勇戦反撃 実に物凄じき大激戦となつたが前にも記せる通り有権者は僅かに五百餘名にて而も記名投票にて戸別訪問は自由なれば事前に予め勝敗の決は明らかなること故互に必勝を期したる騎虎の勢ひ遂に忌はしき買収戦を演ずるに至り両派共に多額の軍資金を要した (當時巷間鶴飼は一万円に近く 松本は之れを超過したと伝へられた) 其ために松本は中途候補の断念を申出でたることもあつたとのことなりしも行掛り上罷めしむる能はず種々に慰諭してやり通したる結果は鶴飼敗れて松本は大掉を持した

當選 二八七票 (改進黨) 恋が浦村大字背合 (真野村大字背合) 松本八十八

次点 一九三票 (國權) 明治村大字原黒 (河崎村大字原黒) 鵜飼郁次郎

両候補者の得票数及投票者の氏名を掲げて当時の状勢を見ることも強ち無用のことでもなかるふ

第三回衆議院議員選挙、地域別、候補者別、投票数、投票者氏名

投票所	町村名	有権者数	松本へ	鵜飼へ	其他へ	棄権	失格
相川町	金泉村	1	北見倉次郎	なし	なし	なし	なし
	相川町	17	幅野長蔵、小林由蔵、浅香周次郎、秋田藤十郎、時岡背口、椎野治平、酒井誠、村岡	長谷川俊平、中村弥三平 細川幾蔵	菊地邦太郎 (児玉茂右衛門へ) 伊藤庄八 (磯部八五郎へ)	久保田 金五郎	三名
	二見村	1	金子寿作	なし	なし	なし	なし
野田村	沢根町村	11	本間七三郎、吉田蒔蔵 佐々木音吉	青野半五郎、笹井祥作 村田利一郎、式部作蔵 古城儀太郎、戸内常蔵	佐々木久右 衛門(中山小四郎へ)	なし	一名
	五十里村	5	金子弥太郎、本間源平	本間喜十郎、土屋鷹蔵	末武久次(児玉茂右衛門へ)	なし	なし
	野田村	15	茨城九郎平、内藤松太郎、茨城九一郎、相田長四郎、萩田俊蔵、加藤惣一郎、茨城五郎、片岡源左衛門、内藤茂吉	本間藤三郎、小杉忠三郎	なし	飯田新一郎 飯田要 本間八郎	一名
二宮村	河原田町	7	伊藤為蔵、本多佐太郎 磯部清五郎	中山小四郎	なし	高橋又三郎 高橋元吉 本間権平	なし
	二宮村	17	隅田七十郎、加藤若松 佐々木定蔵、加藤富蔵 近藤吉左衛門、藤井倉蔵、金光静右衛門、渡部重蔵	稲葉鶴蔵、井長源五郎 渡辺啓一、佐々木八五郎 伊藤周蔵、加藤新吾、名畑清次郎、本間茂平	なし	本間久太郎	なし

	平泉村	12	畠山徳藏、野崎鶴松 渡辺富藏	北条欽、後藤近平、北条 八十八、北見新平、久保 順太郎、佐々木次八郎、 北見与三郎	なし	なし	一名
金 沢 村	金沢村	41	茂山仁喜藏、小菅錫久 郎、児玉治平、井又権 八、鈴木松藏、神主甚 吉、小菅住太郎、神主 照藏、児玉祖八、畠山 久藏、児玉長内、本間 利吉、堀脩太郎、田中 峯太郎、鈴木与次平、 本間長次郎、後藤保藏、 本間治一郎、江口孫四 郎、野方平作、江口茂 三郎、近藤長藏、上杉 弥作、井上栄藏、安藤 春栄、児玉甚右衛門、 本間権九郎、橘善吉、 浅島儀八、菊池武左衛 門	石塚三次郎、田中駒藏 堀完治、鈴木幸彦、鈴木 惣次右衛門、石塚秀策 石塚秀策、植田五之八 鈴木茂三郎	なし	なし	二名
金 丸 村	八幡村	8	本間紋四郎、関川権之 助、安達浜藏、後藤久 平	若林重太郎、本間多治藏 本間周吉、本間要藏	なし	なし	なし
金 丸 村	金丸村	14	金子長太郎、曾我吉十 郎、臼杵兼藏、永井忠 吉	石塚度吉、石塚惣助、知 本涌之丈、若林善十郎 舟崎金治、曾我新太郎、 菊池虎藏、菊池長八郎	なし	臼杵啓藏 菊池長右衛 門	なし
	新町	13	山本藤右衛門、佐々木 与吉、金子栄吉、山本 藤八郎、島倉朔太郎	嵐城嘉平	なし	なし	六名
三 宮 村	三宮村	22	本間紋藏、矢田亀藏 本間徳藏、小田喜十郎 仲川豊藏、羽座徳五郎 中川竜藏、二名不明	山本傳十郎、本間舞吉 林丈吉、小田卯吉、大岡 國治、川原森右衛門 城内千代吉、池亀林藏 矢田市次郎、二名不明	なし	なし	二名
	真野村	15	渡辺長次郎、四名不明	鶴間仁平次、三名不明	なし	なし	二名

國中村	國中村	23	池野平藏、中川佐源太 磯部八五郎、金子甚右 衛門	後藤五郎治、池野平八郎 四名不明	池野最平(池 田球造へ)	なし	なし
	畑野村	23	高野周藏、尾仲三藏 十一名不明	大倉英藏、大倉栄吉 五人不明	なし	なし	三名
栗野江村	小倉村	7	余吾久吉、中村重一郎	菊池新太郎、一名不明	なし	なし	三名
	栗野江村	13	加藤吉平、齋藤吾作 本間六藏、加藤平藏 齋藤吉三郎、齋藤与一 郎、計良後藤治、齋藤 紋一郎	土屋牛藏、渡辺勘吉 齋藤佐源次、土屋弥六 一名不明	なし	なし	なし
外海府村	北海村	1	なし	水谷熊次郎	なし	なし	なし
	内浦村	2	なし	一名不明	なし	なし	一名
	内海府村	4	なし	木村弥十郎、一名不明	なし	なし	二名
	外海府村	4	一名不明	本間仁三 梶原平藏、一名不明	なし	なし	なし
	高千村	3	なし	石塚伊勢藏、一名不明	なし	なし	一名
富岡村	岩首村	3	中村円藏、高橋八五郎 石塚孫三郎	なし	なし	なし	なし
	水津村	1	一名不明	なし	なし	なし	なし
	富岡村	9	渡辺久太郎	須藤啓三郎、本間七次郎 宇佐美藤藏、猪俣惣次郎 二名不明	なし	なし	二名
夷町	夷町	5	一名不明	土屋六右衛門、磯野吉太 郎、齋藤八郎平、一名不 明	なし	なし	なし
	湊町	3	一名不明	一名不明	なし	なし	一名
	加茂歌代村	15	後藤惣市、古木弥十郎 後藤口藏、中川長江 榎武吉、長谷川欽吾 杉山康司、中川文藏 二名不明	榎彦次郎、榎米藏 渋谷良折、齋藤善六郎	なし	なし	一名
	梅津村	5	なし	市橋藤藏、高橋慎藏 市橋茂一郎、高橋喜一郎	なし	藤田啓藏	一名
	羽吉村	3	なし	土屋元次、本間惣十郎	なし	藤田嘉平	なし

明治村	河崎村	3	なし	角坂仁吉	なし	なし	二名
	明治村	24	なし	石川源吉、三国五郎次 近藤甚作、本間敬蔵 十八名不明	鶴飼郁次郎 (石塚秀策へ)	なし	なし
潟上組合	潟上組合	8	福井永吉、池田順平 谷五郎左衛門	渡辺吾市、一名不明	北見嘉一 菊池小市 本間吾市 (以上島倉 祐次郎へ)	なし	なし
	長畝村	16	山田仁□□、佐藤藤平 土屋和吉、藍原千引 荷上治六、和田勝五郎 佐藤藤作、三田土佐次 野寄玉蔵、川上伊左衛 門、藍原八十八、本間 太左衛門	川上榎吉、小田甚七郎 佐藤市之丞	なし	なし	一名
秋津村	長江村	3	矢田初太郎	梅本惣一郎、梅本惣一郎	なし	なし	なし
	秋津村	15	木下栄吉、池田平重郎 粕谷政吉、池田平五郎 伊藤竜蔵、鶴飼米蔵 小池政吉、大倉拳蔵 伊藤与市、木下禎吉	木下富蔵、甲斐三郎左衛 門、木下五郎吉、甲斐五 郎吉	池田球造 (池野最平 へ)	なし	なし
新穂村	新穂村	47	土屋紋平、計良九三吉 近藤太蔵、引野酉蔵 柳島孫次郎、土屋権吉 川上久右衛門、本間与 六、影山寛六、川上元 右衛門、本間善蔵、引 野吉三郎、齋藤元吉 宇治政次郎、藤田甚四 郎、相田甚次郎、相田 常蔵、土屋長蔵、後藤 周蔵、原田清作、益田 太蔵、松田酉蔵、後藤 良平、引野五平、屋中 善四郎、屋中八三郎 川原作次、霍間鶴松	本間仲次、遠藤元次郎 堀口四郎吉、古藤新平 古藤長十郎、本間伊之吉 石井森蔵、石井甚十郎 天武甚平、城野□平 計良音吉、城野萬四郎 石井宇吉、野田六左衛門 二名不明	なし	なし	四名

大野村	大野村	16	酒井平吉、石井治作 土屋治左衛門、土屋子之吉、田辺幸吉、高野与八、高野与右衛門 市橋織藏、安田権三郎	本間伊勢松、金子長作 小杉猪吉、土屋佐之吉 土屋純平	河原勝藏 (池野最平へ)	なし	一名
吉井村	吉井村	35	北見賢治、池善十郎 佐々木民藏、児玉庄吉 安藤五作、関根角次 十三名不明	長野三忠、九名不明	渡部兼藏 (安藤五作へ)	なし	五名
小布施村	恋が浦村	4	吉田善平、松本藤内	なし	なし	松本八十八 松本宇吉	なし
	小布施村	3	菊地五三郎、高柳幸司	なし	なし	なし	一名
	亀背村	2	岡崎正吉	なし	伊賀幹太郎 (本間徳藏へ)	なし	なし
	千手村	1	なし	栗林九平	なし	なし	なし
	川茂村	6	風間安右衛門、金子清一郎、池野貞次郎、風間彦三郎、四名不明	なし	なし	池野与一郎	なし
小木町	羽茂本郷村	16	菅原幸太郎、川口茂吉 海老名武十郎、風間与八郎、大沢俊明、菊地幸作、庵原沢八郎、羽生藤藏、四名不明	北島久内、藤川忠次郎 菅原幸太郎、(菅原幸太郎二人アリー一名ハ葛西幸太郎カ詳ナラズ)	なし	なし	一名
	小木町	5	畠山正治、佐々木伊八郎	末武藤六	なし	赤塚左一郎 堀口民三	なし
	岬村	6	なし	なし	なし	なし	六名
	大橋村	6	清水清藏、川原与四蔵 武井森三郎、野和弥三郎	なし	なし	なし	五名
	真浦村	7	永井助吉、田辺兼藏 佐々木奥四郎、渡辺金吾、菊地熊次郎	なし	なし	なし	二名
	赤泊村	5	田辺九郎平、田辺勇太郎、葛野傳四郎	武部喜八郎	なし	なし	一名

徳和村	9	石塚孫四郎、羽豆太郎 三郎、佐々木翠、野口 九郎平、菊地惣平、石 塚孫平、小滝仲四郎、 菊地熊次郎	なし	なし	なし	一名
松ヶ崎 村	5	計良長太郎	修理新次郎	なし	渡辺萬次郎 菊地藤三郎 青木長三郎	なし
三川村	5	矢下田陶蔵、富永儀平 猪俣市太郎、渡辺秋太 郎、佐々木吉次郎	なし	なし	なし	なし
以上、投票所 十一箇所 五十八ヶ町村						

二十六年四月現在五百八十五人 内失権者二十八人 当日棄権者六十四人
 当日出頭投票者四百九十三人 内十三点 散票
 二百八十七点 松本八十八 百九十三点 鵜飼郁次郎

右の調査によって競争の激甚なることが分かる、此選挙に於ける縣下の大勢は自由党五人改進黨六人 國權
 党二人であった

当時縣會議員であつて鵜飼の爲めに奔走したる大野村（新穂村大字大野）の小杉猪吉は二十八年の頃
 河原田高等小学校の教員となり著者と椅子を並べて居た者だが一夕對酌の折に語りて曰く

二十七年の総選挙の折は鵜飼の運動をして居たが競争の烈しくなるにつれて買収費も高値を呼んで
 （？）栗野江村の某有権者を訪づれし時は百円ならば承諾すべしと云ふので一票でも大切の折柄なる
 を以て其無法なるに憤慨はせしもの、止むを得ず之を買収するの決意をなし 未だ手垢のつかざる新
 しき十円紙幣を取出して並べたる時は自分のものではないとは云ふもの、悔し涙がこぼれた
 と言はれたが亦以て激烈なることが分かる

此時の縣下の当選者は左の通りである

第一区 萩野左門 第二区 丹後直平、佐藤力作
 第三区 佐藤定七 第四区 大竹貫一
 第五区 高橋九郎、長谷川泰 第六区 太田孫次右衛門、室孝次郎
 第九区 松本八十八

●警備隊設置の請願 [二十七年四月]

二十七年四月 警備隊設置の請願書を内閣及貴衆両院へ提出した

警備隊を設置して島司を置くことは憲政の逆転なれ共 佐渡国民一般は其事情に暗く又当時ドコとなく日
 本は露西亜と戦端を開くべしとの風評あり 而して若し斯かる場合には佐渡は軍事上枢要の位置なれば警
 備隊を設けねばならぬとは殆ど輿論の如くにて気早の人々は其位置は吉井村の某地（今の吉井國民学校の
 前の畑地）は土地高く然かも東西両湾を觀望し得て最も適地であるなど、云ふ位であつた、当事可様の状

勢は官辺筋にもありたるものか二十四年十二月の通常新潟縣会に於て佐渡官衙移転問題の上程されし時に知事箒手田安定は

佐渡ノ地勢タル之レヲ對外事情ヨリ見ルモ有辛ノ日ニハ大ニ警備ヲ嚴ニセザル可ラザル地ニシテ東洋問題上忽緒ニ付サルハコトヲ容ルサザルモノアルコト同地ニ渡海セル際已ニ其感ヲ深フシタリ云々と述べて居る

何の動機であつたか記憶を失ふたが國権党中山小四郎、自由党の齋藤長三、改進黨の島倉祐次郎の三人協議の上此請願を為さんと欲し 二十六年二月十日國內五十五箇町村長を河原田常念寺に招待して此協議を為したる結果 委員を上京せしめて内閣及貴衆兩院へ設置の誓願を為すこと、して之れに関する費用は三郡組合会の補助を受くること、して不取敢金百拾円を借り受け請願書を調整し各町村有志の調印取纏めに奔走中 衆議院は十二月三十日解散となりたれば委員を上京せしむるの必要なくなりたれば更に二十七年三月三十一日五十五ヶ町村長に謀り右請願書は三郡組合会より提出せしむること、して八百八十余名調印せし請願書及経費の餘剩金九十六円拾銭は四月十二日三郡組合会へ引継ぎしに三郡町村長惣代三宮村長山本傳十郎は直ちに内閣及貴衆兩院へ郵送した

本郡ニ警備隊ノ実施ヲ誓願ノタメ三郡五十五町村長ハ発起者トナリ已ニ昨年中貴三郡組合会ヨリ右費用ノ補助金ヲ受ケ 誓願ノ準備中第五帝國議會ハ解散ノ不幸ニ遭遇シ其為メ請願書ノ提出ハ一時差扣居候処第六帝國議會ハ来ル五月十二日ヲ以テ議員召集可相成ニ付去三月三十一日町村長集會ノ砌り貴組合ニ請求シ誓願ノ目的貫徹候様致度旨集會ノ決議ニヨリ此口書面提出候也

警備隊設置ニ關スル

佐渡三郡町村會議長

明治二十七年四月十一日

河原田町長 中山小四郎

佐渡三郡組合會議長 山本傳十郎 殿

其當時の新潟新聞には左の記事があつた

日清間の朝鮮に於ける危機は日を追ふて切迫の様相あることなるが萬一事端一度破裂するに於ては取敢えず佐渡に〇〇〇を置かるゝことに内議一決し居る由云々

同新聞は又報じた

佐渡に島司を置かれんことは同地人の希望する処なるが聞く処によれば此件に関し本縣知事は已に二十六年中 時の内務大臣に向つて票議する処あり 当時内務大臣も略賛成を表せし由なれども其後間もなく大臣の交代あり旁々其俣となり居たるが猶其後に至り知事より票議せし次第ありて目下其筋にては詮議中なりといへり云々

衆議院にて此請願を採択せられしことは勿論であるが貴族院委員会にては審議の末院議に付すべきものと決議し二十八年二月十八日の議事日程に上り異議なく決定して政府へ廻された

然るに其後に至り國民は前記の如き解釈上より警備隊の設置は自治の本義に副はずとの議論台頭したるを以て此問題は一回の請願書を提出せるのみなりしが政府にても其議論はなかりしものか夫切りなりにて自然の消滅となつた

●第六期帝國議會の解散 [二十七年五月十五日]

二十七年五月十五日第六期衆議院は解散されたが別冊衆議院之巻に出す

●第六期議会の解散 [二十七年五月十五日] [衆議院及内閣之卷]

第六期議会は二十七年五月十二日に召集せられて十五日開院式が行われた

而して開会となるや劈頭に於て前議会に於ける政府の措置を不当なりと決議し次で民党は弾劾の意味を強べき修正案を出して之を可決したるを以て開会僅かに二日にして解散となった

●松本八十八の祝賀会 [二十七年四月〇日]

二十六年四月〇日 野沢卯市、佐々木甚太郎、吉田善平、山本藤右衛門、島倉祐次郎等の發起にて松本八十八の衆議院議員の当選祝賀会を恋ヶ浦村豊田の大光寺に開催せるに会者百余名 野沢の開会の挨拶に次で中島吉次郎は「松本君に望む」と題して一場の演説をなし 松本の謝辞ありたる後渡辺主右衛門の謡 酒間紅裙の手踊に煙火の打揚等あり民党萬歳を連呼して散会せしは夜十時頃であった

●第四回衆議院議員の選挙 [二十七年九月一日]

第四回衆議院議員の選挙が執行されたが委しくは別冊衆議院の巻に出せども選挙の結果は左の通りであった

当選 四百九票 (国権) 國中村舟下 後藤五郎治

次点 九十二票 (改進黨) 恋ヶ浦村背合 松本八十八

●第四回衆議院議員の選挙 [二十七年九月一日] [衆議院及内閣之卷]

二十七年九月一日 第四回衆議院議員の選挙は行はれた

世間一般 國権派にては又々鶉飼の出馬せるものと思ひ居たりしに突然 後藤五郎治が立候補した 後藤は舟代の人にして温厚篤実の徳望のある人である、鶉飼は常に

吾を教ふる者は圓山溟北、吾れをして此位置に至らしめたる者は後藤五郎治、吾れを助くる者は石塚秀策

といふて三恩人として居た、然るに其後藤が已に相当の年輩であれば一度は衆議院議員に挙げて其恩に酬ひたしとは彼れが心中に忘れざる處なるべし 加ふるに彼れは已に第一回、第二回に当選したれ共 第三回には松本八十八と戦ふて破れたのであるから又々出馬といふことには餘程大事を取りしなるべきも財政上の関係もありて家族親戚者の諫を受け 且つは一度恩人後藤をさざれば後進の妨げともなるべく夫や是れやを考ふる時は今が引退の潮時と考へたのであらふ

改進黨にては松本は会議僅かに二日にて解散となりたることなれば再出馬を慫慂したれ共 彼れは前回に予想以上の激戦にて案外多額の経費を要したることなれば淳朴なる彼れは承諾を與へず去れば自由改進黨も他に適任者を見出すこと出来ざりければ遂に後藤の独占となった

当選 四〇九票 (国権) 國中村大字舟下 (今は新穂村大字舟下) 後藤五郎治

次点 九二票 (改進黨) 前代議士 松本八十八

此選挙に於ける本縣の当選者は左の通りである

第一区、小柳助三郎

第二区、市島謙吉、田辺久蔵

第三区、佐々木松坪

第四区、大竹貫一

第五区、波多野傳三郎、小金井権三郎

第六区、内藤久寛

第七区、久保田右作、岡村秀

第八区、室孝次郎、太田孫次右衛門

第九区、後藤五郎治

此選挙は後藤の独選の如く見ゆれ共 前回即ち二十七年三月の第三回の総選挙には改進黨の松本が民黨の候補者となりて大激戦の結果強敵鶴飼を打倒したるも議会は二日にて解散となりたれば何条無競争にて止むべき彼れが再び立つは必然で疑を容るゝの餘地なしとの観測をなし 然る上は予め是れに対する方策を回らざる可らずとなし 松本の去就の未だ決定せざる内に猛烈なる運動を開始し殆ど反対候補者ありて競争せるものゝ有様であった 温厚篤実にして徳望ある後藤、夫に買収の伴ふことなれば仮令反対に候補者出づるとも何とて当選なすべきの状況であった

証拠不充分にて釈放せられたけれ共 左の人々は後藤の運動員にて選挙違反行為ありと認められて検挙せられ久しく未決に呻吟したのである

河原田町、中山小四郎、伊藤藤三郎、清水円平、本間佐太郎、浦本金太郎
二宮村、名畑清次郎、稲口雀蔵、井長源五郎、田端伊吉、藤井倉蔵、中山房蔵
真野村、菊地弘吉、臼杵兼蔵、曾我新太郎
赤泊村、武部喜八郎、渡部謙平

然るに「北溟雑誌」には

中山、浦本の二人は二十七年十月相川区裁判所にて無罪の宣告を受けたるに對し立会検事は上告し、又曩に禁固罰金の宣告を受けたる伊藤、清水の二人は釦訴せるを以て共に十月十三日新潟裁判所へ送られた

とあるが然る時は右十六人の内此四人を除き他の十二人は如何せしや不明であるけれ共 二十八日五月四日 鶴飼郁次郎、石塚秀策、市橋藤蔵等七十余人の発起にて右十六人の無事出獄（有罪無罪は詳ならず）慰勞の宴会を河原田の常念寺で開いて居る

新潟地方裁判所相川支部登記所雇 福井真吉は官文書偽造官印盗用其他数罪の被告事件の罪名の下に拘引せられて家宅を搜索せられ取調べの上右事件に関係ありとて相川区三番書監督判事 堀川小太郎も俄然拘留せられて家宅搜索を受けた（裁判所書記、同雇、登記所雇、代書人等の拘引論旨免職等の者数多くありたれ共關係なければ爰には省く）然るに如何なる關係にや國權派の縣會議員加茂歌代村の渋谷良折其妻も拘留せられたが其結末は不明である 此事件に對し 新潟地方裁判所より所長 高野孟矩、予審判事 富田、大橋の兩人、北条検事正等渡来し郡内二十二名（氏名略す）の家宅搜索を為せし内に國權派の領袖 中山小四郎も加はり居たりしが其結果なるや否やは不明なれ共 鶴飼郁次郎は前記 中山小四郎等の選挙違反事件に関係ある偽証罪にて二十九年三月二十五日拘引せられて相川監獄へ収監となり審議の末 三ヶ月の懲役に処せられ六月某日出獄せる由 石川彦左衛門の日記にあれども或は堀小太郎の犯罪事件の証人として喚問せられし時偽証せりとて一時留置されしも起訴されずして出獄したるものゝ様である

堀は官文書偽造、官印盗用、官文書毀棄、私文書私印偽造行使等の罪を犯し二十九年七月一日 重懲役十一年に処せられが中山や鶴飼が此事件に関係ありとは当時巷間伝ふる処なりしも堀に収賄の罪名なき処より考えれば或は訛傳にてありしか 今日となりては不明である

當時 新潟の自由新報に左の記事があった

相川の人洒落（？）判事 堀小太郎の入監するや 堀に近寄るは危険なりとて郡役所、学校、警察署、側の堀の辺りを通行せず（此三公衛は相川の廣間町に在って前に堀があった）向ひの裁判所側（裁判所側には堀はない）より往来し又 中山小四郎の同事件に関係ありといふや中山も油断ならじとて今日此頃の雨雪にも係はらず中山（相川より沢根へ通ずる山道）を行かずして迂遠なる西浜を廻りて沢根に出で、鶴飼郁次郎の拘留せられたるや此奴も臭しと噂し 今度設立さるゝ中学校を公立とせず官立とせんなど

洒落(?) つゝ、恐れ居る云々

●日清戦争に関する請願 [二十七年十二月]

二十七年十二月縣下の改進黨員は曩に八月一日清國に對する宣戰の詔勅降下するや此議會に於て清國を再び起つ能はざる程度に膺懲せざれば他日復讐の兵を起すの慮ありとなし多数調印せるの請願書を作り第八議會開會中に貴族院及衆議院へ左記の請願書を提出した

日清戦争ニ関スル請願書

某等謹デ請願ス 伏テ推ルニ日清戦争ハ曠古未會有ノ大事件ニシテ實ニ國家危急存亡ノ然ル所ナリ 此機ニ乗ジテ充分清國ヲ打伏スレバ以テ東亜長久ノ平和ヲ得テ諸國ト共ニ長ク文明ノ化育ニ浴スルヲ得ベシト雖モ若シ充分ニ清國ヲ打伏セズ中道ニシテ姑息ノ平和ヲ結ブガ如キトアラバ彼レ必ズ薪ニ臥シ膽ヲ□メテ復讐ノ兵ヲ起スベシ 而シテ其患害ハ必ズ今日ニ倍□セシ故ニ今日姑息ノ平和ヲ結ブハ長憂大患ヲ他日ニ遺ス所以ナリ 某等之ヲ憂フルヤ深シ是レ左ノ一事ヲ以テ終局ノ大目的トナサンコトヲ請願スル所以ナリ曰ク

再び起ツテ東亜ノ平和ヲ擾ス能ハザルマデニ清國ヲ挫折壓伏スルニ非ズンバ決シテ戰ヲ止ムベカラザル事

此目的ヲ達スルガ為メニ必要ナル經費ハ策等必ズ其徵課ニ賛成セシ微哀若シ幸ニ貴院ノ採納スル所トナリ且ツ実行ノ榮ヲ得ルニ至ラバ獨リ某等ノ至幸タルニ止ラズ實ニ我國ノ大幸ナリ謹デ請願ス

●条約改正に関する請願 [二十七年十二月]

我國の有志者が三十年來心血を注ぎて運動したる条約改正は二十七年八月二十七日を以て公布せられたる日英新条約に領事裁判の懲去と共に我に属する法權を恢復したるを以て大体に於て其目的を達したるもの如くなれ共 未だ真正の對等条約と云ふ能はざるを以て縣下の自由黨員は之れを以て満足せず 真生の對等条約を締結するに非ざれば断じて承服する能はずとなし猶政府が日清事件の際に乘じ各国との条約改正を結了する方針なる旨を聞き極秘裡に左記の請願書を作成し同志の調印を求め二十七年十二月召集の第八期議會へ提出した

佐渡へは中蒲原郡村松町の田代寿爾が河原田の遊景樓へ来て同志会見して多数調印を取纏めた

条約改正ニ関スル請願書

新潟縣平民某等謹デ請願ス 某等伏テ推ルニ我國近世國ヲ開キ歐米諸國ト交通シテヨリ茲ニ僅ニ三十年餘ノミ、然ルニ文華駸ク此三十餘年ノ短日月ヲ以テ彼ノ泰西諸國人ガ數百十年上下一致拮据經營シテ而シテ俊方リニ辛フジテ致セル処ノ文学技芸制度□□凡百文明ノ具ヲ襲取シ綽乎トシテ餘裕アル所以ノモノハ固ヨリ聖明上ニ在リテ区寓ニ照臨シ日月ノ徳雨露ノ仁陶薰化宵肝懈リ治ハザルニ職由スルト雖モ然レドモ亦大ニ其因ヲ祖宗ニ千五百餘年遺澤餘烈此ノ赤子ヲシテ公ニ奉ジ業ヲ励ミ孜々汲々ト維シ日モ足ラザルガ如キ品性習俗ヲ養生セルニ帰セザルベカラズナリ嗚呼上ニ臨ムニ斯ノ如キノ君ヲ以テ下ニ承ルニ斯ノ如キノ民ヲ以テシ富強ノ実權覇ノ資一蹴シテ取ルベキナリ寧ロ又列國ノ侵侮輕蔑ヲ虜レンヤ然ルニ國威動モスレバ藝シ民福動モスレバ削ラレ逡巡畏縮烈國々際上常ニ人後ニ瞠着タルノ觀アル所以ノモノハ何ゾヤ曰ク現行条約ノ我國權國利ヲ找害侵剥スルアルヲ以テナリ何ヲカ我國權ヲ找害スト云フ曰ク治外法律之レナリ何ヲカ國利ヲ侵剥スト云フ曰ク協定稅率是レナリ之ヲ誓ヘバ法稅ニ權ヲ恢復セズシテ列國競争場裡ニ角逐セントスルノ難キハ猶夫ノ碇ヲ上ゲズシテ帆ヲ揚げ覇ヲ脱セズシテ馬ニ鞭ツノ類

ノミ風順ニ馬腹ナリト雖モ夫レ果シテ奈何センヤ

謹デ頃者批准公布セラレシ所ノ日英通商航海条約ヲ按ズルニ其治外法權ヲ撤去セシメ居留地制度ヲ全廢セシメンガ如キ又以テ多シトスルニ足ルモノアリ一見人ヲシテ國家獨立ノ体面ヲ保存スルニ於テ一モ玩味スルニ及ビ二十年来朝野憂國ノ志士ガ水火ヲ履ミ鋒鏑ヲ犯シ絶シテ元ヲ失ヒテ而カモ肯チ辭セザル所ノ國家ノ利權ヲ担保シテ生存競争優劣勝敗ノ激甚ナル此十九世紀爭奪場裡ニ自立シテ他ノ鎖口併吞ヲ免ルハニ足ル所ノ真生對等條約ノ精神ト謂フ曰ク實利權収メテ我が掌中ニ在リ伸縮廢置一ニ我が意ノ如クナルヲ云フナリ 朝三暮四前ニ損シテ後ニ益スルノ事ニ非ルナリ浮華誇張實ニ輸シテ名ヲ贏ルノ舉ニ非ルナリ彼ノ北海道及沖繩群島無人諸島等絶海ノ孤島民物饒ナラズ策應使ナラザルノ地ハ姑ク雜居ヲ禁制シ以テ西人窺箭ノ漸ヲ防ガントスル此レ實ニ第四議會衆議院上奏ノ骨髓タルノミナラズ亦實ニ朝野有識者ノ公議タリシナリ

印度豪州南北亞米利加諸國等土地肥饒人烟稀□ノ地方ヲ相シ植民拓地ノ計ヲ講ズル此レ實ニ政府当局ノ規画ノミナラズ實ニ國民一般ノ希望タリシナリ 然ルニ我雜居ヲ禁制シテ彼ノ窺箭ヲ防グベキノ諸島ハ未ダ曾テ閉拒以テ我權ヲ保スルコト能ハズ而シテ南洋豪州印度加奈多我レ以テ拓殖ノ利ヲ彼レニ収ムベキノ地ハ特ニ日英新條約以外ニ放置シテ亦其鎖口ヲ破ルコト能ハズ徒ニ區々タル數防港ノ法□ヲ收復セルヲ誇ル是レ之レヲ實利ヲ輸シテ虛名ヲ贏スルト謂フナリ且ツ之ヲ對等條約ヲ締結スル國家獨立ノ權利上ヨリ立論スルトキハ彼レ印度豪州等海外肥沃ノ地方ヲ開放スルヲ欲セズンバ我レ又北海道沖繩等遺利多キ地方ヲ閉鎖スルニ於テ何カアラン我ノ失フ所少ニシテ彼レヨリ得ル処多カラシメバ我ハ諸島ヲ開放スルノ代償トシテ彼レノ海外植民地ヲ開放スルコトヲ要求スル固ヨリ其當ヲ得タルモノ、ミ 然ルニ我國現時ノ狀態未ダ安ンジテ北海道沖繩等ノ諸島嶼ヲ開放スベカラザルモノアルノ時ニ當リ枉テ彼レヲシテ我諸島嶼ノ遺利ヲ收捨セシメ而シテ我レ顧ミテ彼レガ為ニ南洋豪州拓殖ノ利源ヲ杜塞セラル世□斯ノ如キノ對等條約アランヤ其所謂議定書ノ如キニ至テハ是レ實ニ明ラカニ我神聖犯スベカラザル所ノ憲法ニ違反スル不法ノ契約ノミ何ヲカ憲法違反ト謂フ曰ク帝國議會ノ協議ヲ經由セズシテ議定書ヲ以テ擅ニ關稅率ヲ定メタル事即チ是レナリ某等憲法ヲ按ズルニ其第五條ニ曰ク「天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ」ト又其第三十七條ニ曰ク「凡テ法律ハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要ス」ト又其第六十二條ニ曰ク「新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムベシ」ト又其第六十三條ニ曰ク「現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ改メザル限リハ旧ニヨリ依リテ之ヲ徵收ス」ト憲法ニ明文アル柄乎トシテ斯ノ如キモノアリ 然ルニ兩國全權委員ノ約セシ議定書第五項ニ於テ「本議定書ニ於テ掲載スル諸條約ハ別ニ正式ノ批准ヲ要セズシテ亦兩締盟政府ノ認可セシモノト見做スベキコトヲ約ス」云々ト記シ之レニ由リテ附屬稅目ノ率ヲ定メタリ是レ明カニ違憲ノ処置ヲ為シタルモノナリ 已ニ對等條約ノ精神條約ノ精神ヲ失シテ我國百年ノ長計ヲ誤リ今亦此ノ憲法違反ノ舉動ヲ擅ニシテ顧ミザルニ至ル某等原来此上下カヲ協セ朝野謀ヲ一ニシテ以テ巨寇大敵ニ當ルヲ要スルノ秋ニ方リ呶々弁難ヲ以テ官民ノ反目ヲ致スル恐ル是ヲ以テロ之レヲ言ハント欲シテ嚙口シテ言ハズ筆之レヲ書セント欲シテ躊躇シ下サズ隱忍容含以テ今日ニ至リシナリ然レドモ頃者列國ノ間統々トシテ此日英新條約ノ綱領ニ準拠シテ改正條約ノ締結セラレトスルヲ聞ク某等何為ゾ一時ノ嫌忌ヲ避ケテ此社稷生民ノ大事ヲ等閑ニ附スルニ忍ビシヤ此日某等ノ敢テ心腹ヲ各位ノ前ニ瀝陳スル所以ナリ其議定書ヲ以テ彼ノ輸入重要ナル品ニ協定稅率制ヲ襲用スルヲ拒マザルハ空シテ稅權恢復ノ名アツテ其實ナキハ已ニ違憲ノ所至ニ屬シ其利害得失ノ如キモ還テ復テ明日擬議スルヲ要セズ是レヲ以テ敢テ之ヲ詳議スルノ頃ヲ取ラザルナリ公等願クハ國家百世ノ休戚ヲ慮リ宜シク速ニ斯ノ如キ違憲ノ議定書ヲ解除シテ併セテ宰臣ヲシテ其責ニ任ゼンコトニ努力セヨ某等懇願欵君ヲ愛シ國ヲ憂フルノ至リニ任ヘズ恭シク白ス

●第十一回新潟県会議員選挙 [二十八年三月]

二十八年三月 第十一回新潟県会議員の選挙を執行したが別冊新潟県会議員之巻に出す

●第十一回選挙 [二十八年三月] [新潟県会之巻]

二十八年三月 第十一回の半数改選は行はれた 即ち山本（藤）、笹井、小杉、佐々木の四人に代はるべき当選者は左の通りである

雑太郡 二名（外に前回の留任者 山本傳十郎）

金沢村（國権） 植田五之八

同（自由） 堀脩太郎

加茂郡 一名（外に前回の留任者 市橋藤藏）

加茂歌代村（國権） 渋谷良折

渋谷は二十九年九月死亡に付補欠当選者は

新穂村（改進） 河原作次

羽茂郡 一名（外に前回の留任者 風間安右衛門）

徳和村（改進） 野澤卯市

従来県会議員の選挙会場は尠なく区域廣濶にして遠隔なりしを以て法定の時間に投票を終了する能はず又棄権者も多しといふので二十二年の通常縣会に於て各郡に多数の分会場増設を建議決議したれ共 理事者が同意せざりしを以て二十七年の通常縣会に又々同様の決議を為して知事も同意して実行せしが佐渡に於けるものは左の通りである

雑太郡 選挙有権者 千三百八十七人

本会場 相川町

区域町村 相川町、北海村、金泉村、二見村、沢根町村、五十里村

分会場 平泉村

区域町村 平泉村、河原田町、八幡村、二宮村、野田村、金沢村

分会場 畑野村

区域町村 畑野村、三宮村、國中村、金丸村、新町、小倉村、栗野江村

加茂郡 選挙有権者 千三百六十九人

本会場 夷町

区域町村 夷町、湊町、明治村、河崎村、秋津村、吉井村、長江村、

加茂歌代村、梅津村、羽吉村

分会場 水津村

区域町村 水津村、岩首村、富岡村

分会場 内浦村

区域町村 内浦村、内海府村

分会場 外海府村

区域町村 外海府村、高千村

分会場 新穂村

区域町村 新穂村、吾潟村、田野沢村、正明寺村、瀧上村、長畝村

大野村

羽茂郡 選挙有権者 七百〇五人

本会場 羽茂本郷村

区域町村 羽茂本郷村、大橋村、小木町、岬村、千手村

分会場 徳和村

区域町村 徳和村、川茂村、赤泊村、真浦村、三川村、松ヶ崎村

分会場 小布施村

区域町村 小布施村、亀ノ背村、恋ヶ浦村

以上三郡五十八町村選挙会場十一ヶ所有権者三千四百六十一人である

●鈴木昌司の逝去 [二十八年三月三十日]

二十八年三月三十日 頸城郡自由党の領袖 鈴木昌司は東京根岸の寓居に於て逝去した 中頸城郡代石村の産 竹外と号す 西蒲原郡の山際七司と共に本縣自由党の創設者であった 時に年五十四歳 鈴木は佐渡官衙移転問題には大に努力せられた人であった

●遼東半島還附と越佐会の創立 [二十八年四月一日]

日清戦争に於ての講和談判は下関に於て開かれ 遼東半島の割譲其の他の数条件を持って解決することゝなり 平和克復の詔勅を發せられてより僅かに二日を隔てたる二十三日を以て露佛独の三國は突如抗議を提出して

日本が遼東半島を領有するは極東永遠の平和を害するものなり

との理由を以て遼東半島を放棄すべしと申來た 蓋し列國は日本の戦掉の意外なりしに驚き忽ち猜疑心を起すと同時に從來最も強大を憚りたる清國の劣勢の亦意外なりしを見るや極東に勢力圏を作らんとする多年の宿望亦禁ずべからざるものありしを以て我日本の勢力を殺がんとするに出たのである

我政府は廟議紛々たりしも力の及ばざる処やありけん怨を呑んで遂に三國の忠言(?)を容るゝことゝなり 五月十日を以て遼東半島還付の詔勅は降った

戦勝に歓呼した國民は泣いて此大詔を拝読した戦口國として意外の屈辱を受けた物論為めに騒然とした 此時 大竹貫一は義憤禁ずる能はず密かに越後に帰り改進黨の内藤久寛、久須美実三郎、坂口仁一郎等と会し縣下の各新聞をして遼東半島還附反對号を發行せしめて国論を輿記して現内閣を倒し對外硬の内閣を組織せしめんと計畫し 七月二十一日を期し一齊に伊藤内閣弾劾の論文を掲載せしめたので当局は大に狼狽して關係新聞に對し即日發行提止の処分を為した

引続き大竹、内藤の發起にて八月十七日 行形、島情の二楼を開放して遼東半島還附反對の大懇親会を催ふしたが改進黨、国権兩党の有志三百餘名出席した 此会に佐渡より出席せし者は鶴飼郁次郎、市橋藤蔵、磯部八五郎、植田五之八の四人であった

此時の決議文は左の通りである

- 一、 對外自屈ニ依テ國威ヲ毀傷シタル閣員ノ責任ヲ糺シ憲法ノ大義ヲ顕彰スベシ
- 一、 閣員ノ失體ハ職トシテ國是ニ一定ノ方針ナキニ由ル故ニ速ニ國是ヲ確立セシムベシ
- 一、 外交ノ方針ハ國是ノ命ズル処ニ向ッテ邁往シ國威ヲ口宇ニ發揚セシメンコトヲ期ス
- 一、 遼東還付ハ我國民ノ終古忘ル可ラザル耻辱ナルヲ以テ之ヲ洗雪スルマデハ縣下各都市ニ於テ毎年 五月十日(遼東半島還附ノ詔勅發ノ日) 遼東半島還附記念大会ヲ開催スルコト
- 一、 我同志ハ第九議會ニ各都市ヨリ 憲法擁護請願書ヲ提出スルコト

一、 右ト同時ニ各郡市ニ於テ二名以上ノ運動員ヲ上京セシムルコト

第一会場たる行形亭に於ては右決議文を鶴飼が朗読したが朗読を開始するや臨覧の警部は之れを奪はんとし会衆は之れを遮り双方立廻りを演じ端なくも一大紛擾を惹起した 此時 吉田悔一郎なる壮士は右警部の足を引渡つて之を顛倒せしめ其間に決議文を朗読し終り割るゝが如き拍手裡に之を可決した暴行の壮士吉田は数ヶ月の懲役に処せられた

本縣の改進黨と國權派は右懇親会以来親密の度を加へ二十八年秋頃より越佐對抗主義者の大同團結を起すべしとの主張が漸次輿論化するに至つた 之れは当時新潟新聞記者として来りし志賀重昂の努力が與つて力ありしのであつた 斯くて改進黨の越佐議政会と國權党とは合同して越佐会なる新団体を組織することゝなり 十一月一日新潟白山公園の偕楽館に其発会式を挙げ幹事に坂口仁一郎、萩野左門の二人、評議員には鶴飼郁次郎、磯部八五郎等十六人であつたが此越佐会は二十九年三月一日解散した

●進歩党の創立 [二十九年三月一日]

遼東半島還附問題に對し自由党が政府を擁護したるに反し 改進黨、立憲改進黨、中国進歩党、帝國財政改進黨、大手俱樂部、越佐会等は連合して政府の措置を非難し 極力反對運動を為せるも第九期議會に於て提出せる弾劾上奏案の否決されたるは其原因全く小党分立の爲めにありとなし小異を捨て、民党大同を必要とするの論が起り 二十九年三月一日を以て立憲改進黨を始め前記各党は何れも合同して自由党に對抗すべき一の政党を設け進歩党と名付け大隈重信が隠然之れを指導した

進歩党ノ政綱

我党ハ進歩主義ヲ執リ、皇室ノ尊榮ヲ宣揚シ、人民ノ權利幸福ヲ増進セシメ左ノ政綱ヲ定ム

- 一、 政弊ヲ改革シ責任内閣ノ完成ヲ期ス
- 一、 外交ヲ刷新シ國憲ノ増進ヲ期ス
- 一、 財政ヲ整理シ民業ノ發達ヲ期ス

本縣に於ける越佐会は之を解党するや進歩党新潟縣支部を組織し 五月三十一日新潟白山偕楽館に於て之が發会式を挙行した

上越地方に於ける上越政友会同盟会も六月改党して更に進歩党頸城支部を組織した

●第六次松方内閣 [二十九年九月十八日]

二十六年九月十八日第六次松方内閣成立したれ共 別冊衆議院之卷に出す

●第六次松方（第二次）内閣設立 [二十九年九月十八日] [衆議院及内閣之卷]

二十九年九月十八日 成立した

伊藤博文は自由党との提携により民党の遼東還付に関する弾劾案を破り 第九期議會を切り抜けたりと雖も世論の中心は外交の蹉跌にあり 二十九年五月三十日 外務大臣 陸奥宗光其職を辞し而して予算実行甚だ難きの故を以て大蔵大臣 渡辺國武 亦職を辞す爰に於て伊藤は内閣不統一の故を以て八月三十日総辭職をなしければ後継内閣組織の大命は松方正義 大隈重信の兩名に降り九月十九日第三次松方内閣成立した世に之を松隈内閣と稱した

内閣総理大臣	松方正義	外務大臣	大隈重信
内務大臣	樺山重信	大蔵大臣 兼	松方正義
陸軍大臣 兼	高島鞆之助	海軍大臣	西郷従道

司法大臣	清浦奎吾	文部大臣	蜂須賀茂韶
農商務大臣	榎本武揚	逋信大臣	野村 靖
拓殖務大臣	高島鞆之助		

此時本縣選出進歩党代議士 室孝次郎（中頸城）は愛媛縣知事に、同 波多野傳次郎（古志）は福井縣知事に任ぜられたが三十年十一月 大隈重信大臣の辞職と共に依願退職した

●第十二回新潟県會議員選挙 [三十年四月十二日]

三十年四月十二日第十二回新潟県會議員の選挙執行したれ共 別冊新潟縣会之卷に出す

●第十二回選挙 [三十年四月十二日] [新潟縣会之卷]

三十年四月十二日第十二回改選よりは二十四年六月公布の府縣會議員の定数規制を実施すること、なりて新潟縣會議員定数六十五人を四十六人に改めたるために従来佐渡の三郡にて七名なりしものを二十九年四月三郡を合併して佐渡郡となし定員三名となりて四名を減ぜられ又半数改選の制度は廃止せられて全員の改選とし而して其選挙は複選法となり郡會議員によりて連記投票すること、なりたるに当時の佐渡郡会は進歩党議員多数なりしを以て三人とも進歩党員が当選した

河原田町	(進歩)	中山小四郎
徳和村	(進歩)	野澤卯市
相川町	(進歩)	中島吉次郎

●衆議院議員の補欠選挙 [三十年十一月四日]

三十年十一月四日 後藤五郎治の死去により補欠選挙したれ共 別冊衆議院之卷に出す

●衆議院議員臨時選挙 [三十年十一月四日] [衆議院及内閣之卷]

三十年十一月四日 衆議院議員 後藤五郎治死亡による補欠選挙を行ふこと、なりしに進歩党にては市橋藤蔵を候補として発表せるに対し自由党にては二十七年三月の総選挙より候補者となる者は多額の運動費を要すること、なりければ其適任者も見出し兼ねたと此補欠は任期僅かに四ヶ月の事なればとて候補を立てざること、なしたれば市橋は無競争にて当選した

第二回、第三回の総選挙には自由改進の両派は連合して民党と称し 国権派を吏党と置り相戦ひしに今回は改進黨権の両党は相合して進歩党と名乗り自由党を敵として戈を交えるに至る政界の変遷とは言ひながら実に面白きことである

当選	三四九票 (進歩)	梅津村 (加茂村大字梅津)	市橋藤蔵
次点	三三票 (自由)	秋津村 (吉井村大字秋津)	池田球造

●第十一期議会の解散 [三十年十二月二十五日]

三十年十二月二十五日 第十一期議会解散されたれ共 別冊衆議院之卷に出す

●第十一期議会の解散 [三十年十二月二十五日] [衆議院及内閣之卷]

三十年十二月二十五日 第十一期議会は解散を命ぜられた

松方内閣は進歩党の援助を得て幸に第十期議会を無事経過したりと雖も其公約したる財政行政の刷新は実

績挙がらず、布哇 [ハワイ] の日本移民の上陸拒絶問題もありて非難の声高く更に地租増徴等に就ては大限の意見合はずして退閣するに及びて進歩党は内閣との提携を断ちた

第十一期議会招集されて十二月二十五日衆議院の会場に入るや提出者三十八人賛成者五十人の、議員の定数の殆ど三分の二を占めたる内閣不信認案が提出され 鈴木重遠が説明せんとして開口数語、忽乎として解散の詔勅は降下した、是れを以て議会解散の四回目である

●第七次伊藤（第三次）内閣成立 [三十一年一月十二日]

三十一年一月十二日 第七次伊藤内閣成立したれ共 別冊衆議院之巻に出す

●第七次伊藤（第三次）内閣成立 [三十一年一月十二日] [衆議院及内閣之巻]

三十一年一月十二日 第七次伊藤（第三次）内閣成立した

松方首相は三十年十二月二十五日 第十一期議会に於て衆議院の解散を奏請すると同時に自ら辞表を掲げて骸骨を乞ふた、斯くては大命は伊藤博文に降下し組閣に相当の困難を見たれ共 一月十二日第三次伊藤内閣が成立した

内閣総理大臣	伊藤博文	外務大臣	西徳二郎
内務大臣	芳川顕正	大蔵大臣	井上 馨
陸軍大臣	桂 太郎	海軍大臣	西郷従道
司法大臣	曾根荒助	文部大臣	西園寺公望
農商務大臣	伊東味巳代治	通信大臣	末松謙澄

●第五回衆議院議員の選挙 [三十一年三月十五日]

三十一年三月十五日 第五回衆議院議員の選挙の詳細は別冊衆議院之巻に出せ共 進歩党は市橋藤蔵を推し殆ど一人舞台の状態にて其結果は左の通りである

当選	三百〇六票	(進歩)	市橋藤蔵
次点	四十一票	(自由)	田辺九郎平

●第五回衆議院議員の選挙 [三十一年三月十五日] [衆議院及内閣之巻]

三十一年三月十五日 第五回衆議院議員選挙は行はれることゝなつたが進歩党にては前回の補欠選挙に当選したる市橋藤蔵を候補として逸早く発表したれ共 自由党にては適當の人を得ることが出来ず種々物色の結果赤泊の資産家 田辺九郎平を擁立することにした、

然るに此田辺に就ては改進黨、自由、兩派共何れも自派の者なりと信じ居るが故に従つて田辺に対する觀察も違つて居ることは當然のことである 故に著者は自己の知り居る處聞き得たる處を綜合して掲ぐる

言ふまでもなく佐渡の國は元、雜太、加茂、羽茂の三郡にてありしが雜太加茂の兩郡には比較的人智が進んで居たのか但しは御山の大将吾れなりと云ふ我善坊が沢山なのであつたが、又羽茂郡は人性淳朴にして争ひを好まざりしかば但しは新智識を吸入して歸りし野沢卯市其人に抵抗するの人物なかりし為めであつたか前者兩郡の口々たるに対して後者常に温和であつた、兎に角羽茂郡は野沢の根拠地なるを以て内心自由党に賛成共鳴せる者ありても容易に発表し得ざりしので田辺の如亦一人でありしにはあらざりしか (縣会に於ける風聞安右衛門、羽豆太郎三郎の如き亦夫れ同一ならん)

自由党にては候補とすべき適任者を物色して赤泊の財閥 田辺九郎平を推さんと欲し 常に國中方面を往来する田辺の手代 加藤貫七なる者を以て本人及其親戚なる羽豆太郎三郎に謀らしめしに兩人共之を承諾し

たりとて貫七より兩人の承諾を署名捺印せる通知書を送り来た（此通知書は著者が保管し居りしも昭和十一年一月十一日の災に焼失した 遺憾千萬である）りたれば不取敢三月十一日の佐渡新聞に廣告した

田邊九郎平君

同君ヲ第九区衆議院議員候補者ニ推薦シ承諾ヲ得候ニ付此段廣告ス

第九区自由党

此廣告を見たる進歩党の策士 野澤卯市は大に驚き寝耳に水の思ひをなして早速田邊を訪れ

赤泊は築港道路等政治に関係ある重要問題がある折柄、従来政党に何等関係なき貴下が自由党の候補者として討つて出づることは貴下の不利益なるべし果して自由党に承諾與へられしものならば大に考慮すべきことである

と懇々と説き立てられて温厚篤実なる田邊は双方の板挟となりて困苦に陥りたれ共将来の赤泊関係もありたれば野澤の言を容れて早速候補を拒絶すること、し其旨を自由党に通ずると共に佐渡新聞社へ左の不承知の廣告を依頼して十二日の新聞に掲載せしめた。

佐渡新聞第八十号（三月十一日）の紙上に自分が第九区衆議院議員候補者たることを承知せし旨廣告有之候へ共右は自分に於ては承諾したるものにあらず念の為爰に廣告候也

田邊九郎平

自由党にては田邊よりの拒絶の通知に接し且つ佐渡新聞の不承知の廣告を見るや其狼狽一方ならず十二日午後 池曩一、本間一松、高橋元吉の三人は雪中駕籠を飛ばせて赤泊に到り田邊を訪ねて翻意せしめんと努めたれ共 野澤は「田邊は進歩党のものなり何条自由党に渡すべき」とて自ら乗り出して二階屋中川方に本拠を構へ謀者を派して交渉の状勢を報ぜしめ或は密かに助言を與ふる等 百方画策して妨害せしかば田邊は大に困惑し池等の言を容れんか野澤に対する義理あり之を遂拒せんか自由党に対する情義を破る、爰に於てか其言や曖昧なり曰く

予は承諾せざれども貴公等の推薦は貴公等の随意なり

と、池等曰く「よし」と、則ち去って加藤貫七を伴ひ羽豆太郎三郎と会見の上打合を為し羽豆の名義を以て左の廣告を為さしめ一大血戦を為さんとの決意を以て池等三人は帰りたり、羽豆は十四日の佐渡新聞に左の廣告を為した

佐渡新聞第八十号に於て佐渡自由党は田邊九郎平氏を第九区衆議院議員候補者に推薦の旨廣告せしに同新聞第八十一号に同氏の名義を以て承諾したるものにあらざる趣廣告せるは何事か為する猾奴の所為にして同氏の今日迄佐渡自由倶楽部に尽し来れる経緯より見るも如斯行為あるべき筈なし、況や今回の事たる拙者及同氏の二男外内幸吉氏が其中間に立ちて斡旋の勞を取り全然甘諾を得 本月十日午前一時直ちに佐渡新聞に打電せし次第なりたれば同氏の名義を以て為したる廣告は畢竟虚構に出づるに外あらざるを以て爰に其妄を正し選挙者諸民へ弁明す

三月十二日 田邊九郎平親戚 羽豆太郎三郎

一方謀者は帰りて田邊、池等応答の様を野澤に詳報しければ野澤は田邊が池等に与えたる言を聞くや是け亦容易ならずと為し田邊を訪ふて種々事情を訴へければ田邊は「我無学何ぞ衆議院議員を望まんや」と、

人を自由党に遣はし前言の取消しを申込ければ自由党にても田邊の哀情を察して遺憾なれども見合すこと、なしければ遂に進歩党の独舞台となりて市橋の当選したのである、然るに進歩党は曰く自由党は候補者のなき苦しさに白羽の矢を田邊に立て、池等が突然田邊家に押かけ直接談判に及びたれ共 田邊が中々應諾の色を見せないので取りつく島がなく最後に「貴下の同意不同意に拘らず我々は我々だけで勝手に推薦する」と云ひ捨て、辞去した云々、ソコに聊かの行違ひがある

投票は左の結果を示している

当選 三〇六票（進歩）梅津村（加茂村大字梅津） 市橋藤蔵
次点 四一票（ ）赤泊村（赤泊村大字赤泊） 田辺九郎平

本縣の当選者は進歩党十人なるに自由党は僅かに三人であった 思ふに自由党が遼東半島還附問題には政府擁護の立場にありしと縣会に於ける稲堀事件に災いされたのではあるまいか 其当選者は 第一区、萩野左門、第二区、市島謙吉、佐藤伊助、第三区、高岡忠郷、第四区、大竹貫一、第五区、波多野傳三郎、三輪潤太郎、第六区、牧口義方、第七区、丸山嗟峨一郎、岡田竜松、第八区、大龍傳十郎、笹原克太郎、第九区、市橋藤蔵 である

田邊の廣告と同じく市橋の廣告にも奇妙のことがある、三月十一日の佐渡新聞に両者相並んで廣告してあった

市橋藤蔵君

同君を第九区衆議院議員候補者に推薦し承諾を得候に付此段廣告す
第九区進歩党

然るに十四日の同新聞に

自分儀第九区衆議院議員候補者たることを承諾致し候へ共目下の形勢に付大に感ずる処あり茲に候補者を辞し候条此段選挙民に広告候也

於 河原田 市橋藤蔵

処が今度は十六日の同新聞に左の如き廣告が出た

佐渡新聞第八十二号特別廣告欄内に於て自分が第九区衆議院議員候補者たることを辞したる趣廣告有之候へ共 右は畢竟反对者の中傷策にして決して自分の意志に出でたるものにあざれば茲に其事実の虚妄なることを広告す

市 橋 藤 蔵

思ふに市橋は候補者たることを承知したれども自由党より郡内屈指の財閥 田邊九郎平が立候補すること、なりて非常の競争を為さざるべからず従つて無益の経費を要すること、なれば辞退すべしと決心したるも田邊の立候補せざること、なりたれば再び出馬することとなりたるものなるべし

[この記事について野沢卯市は「佐渡政党史稿批正の弁」で誤りとしている]

●第十二期議会解散 [三十一年六月十日]

三十一年六月十日 第十二期議会が解散されたるが別冊衆議院之巻に出す

●第十二期議会解散 [三十一年六月十日] [衆議院及内閣之巻]

三十一年六月十日 第十二期議会は地租増徴案否決されしを以て解散を命ぜられた

伊藤首相は三月の総選挙前自由党総理 板垣退助と会見して将来相提携して事を為さんことを約したるを以て自由党は選挙後板垣に内相の椅子を與へよと迫りたれ共 井上蔵相及桂陸相の反対あり 伊東農相の奔走も甲斐なく 其俟となりたるを以て茲に政府と自由党の提携は決裂し伊東又病と称して辞職した

第十二期特別議会は五月十四日に召集され政府は三十二年の歳入不足見積額三千五百余萬圓を填補せんとして増税案を提出せしに政府反対の進歩党及國民協會に更に提携を破りたる自由党が加はり六月十日、二十七対二百四十七の最大多数を以て否決したりければ政府は直ちに解散を断行した 是れ第五回目の解散である

●立憲政党的組織 [三十一年六月二十二日]

従来政府と政党は提携するも忽ち破れ、又政府の政党を壓すること益々急なるを以て常に政府に利用さるゝに過ぎなかつたことを痛感しつゝある自由党及進歩党は聯合の機運を待ちつゝありしが 三十一年六月に至り機運稍熟したるにや従来の感情を一鄭して合同すべしとの議論相互の間に起り 六月十七日先づ在野党の懇親会を開きて意見の交換をなし 次で二十二日合同して憲政党を組織し其結党式を元新富座で挙行した 来会者二千余名 片岡健吉議長となり宣言及綱領党則等を決議した

憲政党宣言書

憲法發布議會開設以來將二十年ナラントス、而シテ此間解散ハ已ニ五回ノ多キニ及ビ、憲政ノ実未ダ全ク挙ラズ、政党ノ力ハ大ニ伸ビズ、是ヲ以テ藩閥ノ餘弊猶團結シ、為メニ朝野ノ和協ヲ破リ、國政ノ遲滞ヲ致セリ、是レ挙國忠愛ノ士ノ深ク慨嘆スル処ナリ、今ヤ吾人ハ内外ノ形勢ニ鑑ミ、断然自由進歩ノ兩党ヲ解キ、廣ク同志ヲ糾合シテ一大政党ヲ組織シテ更始一新以テ憲政ノ完成ヲ期セントス、因テ茲ニ之ヲ宣言ス

●第八次大隈内閣成立 [三十一年六月三十日]

三十一年六月三十日第八次大隈内閣成立したれども別冊衆議院之巻に出す

●第八次大隈（第一次）内閣成立 [三十一年六月三十日] [衆議院及内閣之巻]

憲政党的組織せらるゝや政府は大に狼狽し 伊藤首相は新政黨組織の事を閣僚に謀りたれ共 其説の行はれざるを以て萬事窮すとなし六月二十五日辞表を捧呈するや各大臣も亦相次いで辞職せるを以て伊藤内閣は瓦解し二十七日憲政党首領大隈及板垣に大命降下あり三十日新内閣成立した 是れ実に我國に於ける政党内閣の嚆矢にして余人之を隈板内閣と稱した

内閣総理大臣	大隈重信	外務大臣	兼 大隈重信
内務大臣	板垣退助	大蔵大臣	松田正久
陸軍大臣	桂 太郎	海軍大臣	西郷従道

司法大臣	大東義徹	文部大臣	尾崎行雄
農商務大臣	大石正巳	通信大臣	林 有造

此内閣成立後憲政党代議士 萩野左門（西蒲原）は栃木縣知事に任ぜられた

●佐渡自由党の解党 [三十一年七月一日]

佐渡自由党の重立たる人々は三十一年七月一日 新穂六丸亭に会合し種々協議の上満場一致を以て佐渡自由党を解党し憲政党へ加盟することを決し総務は本間一松、高橋元吉、池田球造、石川林平、児玉甚右衛門の五人を委員として処理せしめ、又旧進歩党に向かつては高橋、池田の兩人より交渉することに決した更に七月七日は金沢村尾花崎の川原亭に会合し池野最平を座長として議事を開き

一、佐渡自由党は解党して更に黨員を挙げて憲政党へ加盟する事

一、自由党の総務及進歩党への交渉は凡て曩に新穂の会合に於て挙げたる五名の委員に一任するを、満場一致にて可決し夫より宴に移り席上数番の演説ありて互に胸襟を披きしも感慨無量の面色にて充分歡を尽くして散会した

●憲政党新潟支部発会式 [三十一年七月二十四日]

中央に於て憲政党の組織せらるゝや本縣の自由、進歩の両党亦之れに準じて合同し憲政党新潟支部の発会式を三十一年七月十五日新潟の行景島清の両旗亭を会場として挙行し行形亭にては大滝傳十郎開会の主旨を述べて内藤久寛を座長として規約及決議を可決し役員は座長の指名にて幹事に萩野左門、西潟為藏の二人を推し評議員は三十名として我佐渡よりは中山小四郎、高橋元吉、野沢卯市の三人之れに加はり議事終へて懇親の宴に移りしが是日来会者をして一種異様の感を懐かしめしことは本縣唯一の大政党的の発会式を挙ぐるに当り一名の警官だに臨覽せざりしことにて時勢の変遷とは言ひながら又奇なる哉である

決 議

- 一、我党ノ内閣ハ宜シク藩閥ノ秕政ヲ去リ情弊ヲ除キ大ニ更始一新ノ実ヲ挙グベキ事
- 一、陸海軍兩大臣ノ入党ヲ促ガシ政党内閣ノ完成ヲ期スル事

翌十六日は神呂教会所に於て物故せる越佐の政友六十二名の慰靈祭を行ひ引続き港座に於て政談演説会を開いた、上越にては七月二十日高田に於て憲政党頸城支部の発会式を挙行し室孝次郎、上田良平の二名を幹事に挙げた

●佐渡憲政党の発会式 [三十一年七月二十四日]

三十一年七月二十四日午後三時より河原田常念寺に於いて佐渡憲政党の発会式を挙行せしに來会者百五十余名にて中山小四郎 開会の趣旨を述べ 高橋元吉は旧自由進歩両党交渉の顛末を、市橋藤藏は第十二議会の報告を為したる後市橋を座長として議事に入りたる後 來たるべき衆議院議員選挙の候補者は十六名の委員を挙げて詮衡せしむること、し左の人々を指名した

中山小四郎、牧野囊一、笹井祥作、高橋元吉、池野最平、山本藤右衛門、本間一松、野澤卯市、石川林平、磯部八五郎、児玉甚右衛門、池襄一、鵜飼郁次郎、河原勝藏、山本傳十郎、池田球造

斯て牧野、高橋、野澤、及び齋藤長三、伊達喜太郎等の演説ありて式を終了し後 一同は寺の裏手の濱の園

遊会場に至り各自十二分の歓を尽し七時頃散会した

●代議士候補選定会 [三十一年七月三十一日]

三十一年七月三十一日午後九時より新町吉田屋旅館に於いて十六名の詮衡委員会合して委員会を開き市橋前代議士を再選してはとの説もありたれ共 同人は固辞して磯部八五郎(旧改進黨)に譲らんと主張せしかば旧自由派の委員は合同以前の感情などを云為すべきにあらずと真先に賛成を表しければ満場一致を以て磯部を推薦することに決し直ちに同人の承諾を得て決定した

●第六回衆議院議員の選挙 [三十一年八月十日]

三十一年八月十日第六回衆議院議員選挙を執行した 詳細は別冊衆議院の巻へ出したれ共 妥協により磯部八五郎の独り舞台にて当選した

●第六回衆議院議員の選挙 [三十一年八月十日] [衆議院及内閣之巻]

三十一年八月十日第六回衆議院議員の選挙行はるゝにより憲政党にては七月二十四日 河原田町常念寺に催ふされたる憲政党発会式席上左の十六名の委員を挙げて候補者を詮衡せしむることゝした

中山小四郎、牧野曩一、笹井祥作、高橋元吉、池野最平、山本藤右衛門、本間一松、野沢卯市、石川林平、磯部八五郎、児玉甚右衛門、池襄一、鶴飼郁次郎、河原勝蔵、山本傳十郎、池田球造

此十六名の委員は七月三十一日新町吉田屋方に集合 詮衡会を開きしに市橋藤蔵は二回共 解散に遭遇し議席に着きしこと僅かに数日なりしを以て又々同人を推さんかとの意見を持ちしものある如く見えたりしに同人は固辞して受けず自ら進んで旧改進黨の磯部八五郎に譲らんと主張せしかば満場異議なく茲に磯部を出馬せしむることに決定した、今日まで已に七回の選挙を見るで第一、二、三、回は激烈なる競争にて第四、五、回及補欠選挙には競争なかりしかども反対党のありしことにて相当警戒も要し従って若干の経費も要したれ共 今回は天下の政党は殆ど打って丸となし憲政党を組織してれば此席上にて推薦されたる磯部こそ洵に政界の幸運児であった、斯様の有様なれば新聞廣告して各地の同志者に通知書を發して依頼したるのみにて運動員などは一切使用しなかつた 能く褒むれば是れこそ實際の理想選挙であった

當選 三四六票 (憲政) 國中村(新穂村大字皆川) 磯部八五郎
次点 九票 (同) 河原田町(河原田町大字本町) 中山小四郎

本縣の定員十三名は全部憲政黨員で則ち左の通りである

第一区、齋藤和平太、第二区、市島謙吉、佐藤伊助、第三区、高岡忠郷、第四区、佐藤宗弥、第五区、三輪潤太郎、高橋九郎、第六区、牧口義方、第七区、岡田竜松、丸山嵯峨一郎、第八区、室孝次郎、大滝傳十郎、第九区、磯部八五郎

●憲政党新潟支部の大会 [三十一年十月十八日]

三十一年一月十八日午前十時より新潟白山偕楽館にて開会出席七十一名にて小柳卯三郎会長となり左記の決議案を決議したる後二名の幹事を一名に減じて投票せしに西潟為蔵当選し評議員は各郡市に選定することゝせしに佐渡にては

高橋元吉 野沢卯市 中山小四郎

と決定し夫より懇親会に移り数名の演説等ありて盛会裡に散会せしは五時頃であった

決 議 案

第一、 行政制度ヲ改革シ中央集権ノ弊ヲ矯メ地方自治ノ方針ヲ採ル事

第二、 左ノ法令ヲ改正廃止スル事

一、 文官任用令ヲ全廃スル事

二、 府県郡市町村制ヲ改正シ知事郡長ヲ公撰シ階級制ヲ全廃シ直接選挙法ヲ採用スル事

三、 衆議院議員選挙法ヲ改正シ無記名聯記投票法ヲ採用スル事

四、 集会政社法ヲ全廃スル事

第三、 財政整理ハ主トシテ財政ノ基礎ヲ確定シ必要ナル限度ニ付消極的整理ノ方針ヲ採ル事

第四、 政局ノ要路ニ当ル藩閥ノ遺類ヲ一掃スル事

協 議 案

一、 我新潟支部ハ如何ナル政変ニ遭遇スルモ協議一致ノ運動ナスベキ事

●第九次山縣内閣成立した [三十一年十一月八日]

三十一年十一月八日第九次山縣内閣成立した其詳細は別冊衆議院の巻に出す

●第九次山縣（第二次）内閣成立 [三十一年十一月八日] [衆議院及内閣之巻]

憲政党の分裂に依て隈板内閣は遂に瓦解し 三十一年十月三十一日総辞職を執行したるを以て大命は山縣有朋に降りたれば第二次山縣内閣は二月八日成立した

内閣総理大臣	山縣有朋	外務大臣	青木周蔵
内務大臣	西郷従道	大蔵大臣	松方正義
陸軍大臣	桂 太郎	海軍大臣	山本権兵衛
司法大臣	清浦奎吾	文部大臣	樺山資紀
農商務大臣	曾根荒助	逓信大臣	芳川顕正

●憲政党の解散と憲政本党の組織 [三十一年十一月二十九日]

第六回総選挙の結果は憲政党は全議員三百名の内、実に二百四十三名の圧倒的多数を獲得し政党内閣の勢力は名実共に備はりしも惜しむべし閣僚の地位に就て党内に内訌を生じ互に旧怨を思ひ権力を競ひて遂に分裂を来し 十月二十九日旧自由派の独断を以て憲政党の解散を可決し 同日新たに自由派のみに依る憲政党を組織せしかば旧進歩党員は大に憤慨し右解散及結党を認めずとなし 更に憲政党の名を以て大会を召集なしたるに對し内務大臣 板垣退助は十一月二日付を以て進歩党員の憲政党は秩序を害するものとして解散を命じた 茲に於て進歩党員は憲政本党を組織し翌三日其結党式を挙行した

●新潟の憲政党及び憲政本党の支部発会式 [三十一年十一月二十日]

中央に於て憲政党が分裂せる以上は地方に及ぼすは当然にして憲政党新潟支部は三十一年十一月十九日其事務所に於て臨時総会を開いて之れが解散の決議をした

爰に於て旧自由党員は翌二十日自由新報社内にて総会を開き改めて憲政党新潟支部を組織し即日結党式の届出を為したが本郡よりの出席者は齋藤長三外数人であった

又旧進歩党は十一月二十七日白山公園偕楽館に於て憲政本党新潟支部を組織し是亦届出をなした

●佐渡憲政党の分離 [三十一年十二月二十六日]

三十一年十二月二十六日進歩党に属する鶴飼郁次郎、島倉祐次郎等重なる党员は新町開進亭に会合して中央の政界は又々自由、進歩の両派に分裂して憲政党、憲政本党と互いに相反するに至りたれば 此際本郡の党员も嚮背を決せざる可らずとて協議の結果旧自由派に向つて我々旧進歩党なる党员は挙げて新潟憲政本党支部に加盟する旨の通知を為し穩かに分離すること、して其旨を自由派に通知した

●第十三回新潟県會議員選挙 [三十二年九月十三日]

三十二年九月十三日第十三回新潟県會議員の選挙ありたれ共 別冊新潟縣会の卷へ出す

●第十三回選挙 [三十二年九月十三日] [新潟縣会之卷]

第十三回議員の改選は三十二年九月に執行されたるが之れより前、自由、改進の二大政党は合同して憲政党を組織したれ共 感情の衝突より又々分裂して自由党は憲政党に留まり改進黨及國權派は合同し

[進歩党は、と鉛筆訂正、橘の手によるものか]

憲政本党と名乗り斯かる折柄なるを以て自由党にては本間一松一人を推して立候補の発表を為したるに對し憲政本党にては九月七日河原田江戸屋に候補選定会を開きしに会合せる者四十余名にて先づ選考委員に遠藤森造、河辺源太郎、後藤五郎右衛門（以上旧雑太郎）鶴飼郁次郎、市橋藤蔵、市野萬平（旧加茂郡）海老名武十郎、羽豆満平、菊地多中（旧羽茂郡）の九名を委員に挙げて協議せしめし結果 中山小四郎、野沢卯市の二人を候補に選定した

然るに外海府、内海府、加茂、三ヶ村の一部の有志者中には齋藤八郎平を推さんとせしも会の容るゝ処とならざりければ然らば憲政本党を名乗るに及ばず中立にて可なりとて齋藤を推し立てければ爰に競争の幕は開かれた

開票の結果は左の通りである

当選	一、二三三票	(憲本)	赤泊村	野沢卯市	
	九八一票	(中立)	両津町	齋藤八郎平	
	九二三票	(憲政)	新穂村	本間一松	
[次点	九百票	(憲本)	河原田町	中山小四郎	この行欠]

打て丸となり居るとは云ふものゝ、旧改進黨と國權系の衝突は微妙の間に行はれあることは理の当然で今回の選挙に於ても始めは野沢と中山の間には地盤割も定めありたれ共齋藤が中立を名乗って出で本間と共に郡内到的に横行し中山の領分を侵略せられ勝算覚束無いと見るや中山派は野沢派に向つて区域の分割を要求したれ共応諾せず 其結果は野沢の千二百余票の高点なるに反し中山は九百票にて僅かに二十数票の差にて落選せしこと故 國權派を失地に陥れたるものは改進黨なりとて不平を云ひしとのことであつた、齋藤当選の後憲政本党へ加入した

[橘法老の手による訂正あり：「齋藤、本間が中山の領分計り侵略したるにあらず、野澤の領域にも侵入せり・中山派より先づ小木、竹田等野澤の領分に侵入したため混戦に陥つたのである」野沢卯市の指摘により書いたものか]

●大選挙区に於いて佐渡進歩派の会合 [三十三年四月八日]

三十三年四月八日 鶴飼郁次郎、磯部八五郎、野沢卯市、齋藤八郎平、高橋仁作、土屋幸作、尾畑実、市橋

藤藏、真木山孟治、の九人は畑野村金半旅館に集合し 佐渡をして大島、隠岐、對島の如く島司を置かしむれば独立して代議士を選出し得べきに付 島司の設置を請願すべきかとの協議を為したれ共 然る時は今日より佐渡の地位を墮すの嫌あり且つ経費の点も如何あるべしとの事に至り 結局調査の上更に会合することゝして散会したれ共 其後再会ありしことを聞かなかつた

●佐渡の自由派倶楽部設置の協議 [三十三年四月十一日]

三十三年四月十一日 本郡の旧自由黨員は新穂村六丸亭に会合して左の諸件を協議し夜十時頃散会した

- 一、 社交的倶楽部を設置し佐渡自由倶楽部と称する事
- 一、 池野最平、池田球造、風間安右衛門、金子勘五郎、北慶太郎、本間一松、齋藤長三、児玉甚右衛門、島井嘉藏、星野和三次、田辺幸吉、高橋元吉、本間（誰か）の十三名を組織委員とし、会員の募集及発会式の手続等一切を一任する事
- 一、 当分の内 齋藤長三を通信担当者とする事
- 一、 新潟に開く憲政党支部大会の出席者を池田、本間、児玉の三人とする事
- 一、 選挙法改正に就ては大選挙区となりしたため本郡は或は代議士を選出する能はざるやも計り難けれ共 其選挙法の改正は慶賀すべき事なり

●立憲政友会の創立 [三十三年八月二十五日]

伊藤博文は三十一年六月二十五日 桂冠後政党組織の必要を痛感し窃かに画策しつゝありしことを聞知したる憲政党の星亨は逸早く伊藤に向つて其党首たらんことを要請したれ共 伊藤は之を拒絶して新政党组织の歩を進め 三十三年八月二十五日芝紅葉館に於て創立総会を開き宣言及趣意書を公にし九月十五日帝国ホテルに於て其発会式を挙行し伊藤自ら其総裁になった

元老の筆頭政治家の第一位を占むる侯爵伊藤博文が藩閥の古巢を脱出して政党改造を標榜し新政政友会を創立せしことは我憲政史上特筆すべきことである

政友会の創立は旧自由党と旧國民教会を合併して一党と為したるものにて即ち役員は左の通りである

総 裁	伊藤博文		
委員長	西園寺公望		
委 員	渡辺國武	金子堅太郎	末松謙澄
	本多政次	都築馨六	渡辺洪基
	長谷場純孝	星 亨	松田正久
委員待遇	尾崎行雄	原 敬	

宣 言 書

帝國憲法ノ施行既二十年ヲ経テ其効果ノ見ルベキモノアリト雖モ輿論ヲ指導シテ善ク國政ノ進行ニ貢献セシムル所以ニ至リテハ其道未ダ全ク備ハラザルモノアリ 即チ各政党ノ言動或ハ憲法ノ既ニ定メタル原則ト相扞格スルノ病ニ陥リ或ハ國務ヲ以テ党派ノ私ニ殉ズルノ弊ヲ致シ或ハ宇内ノ大勢ニ対スル維新ノ宏謨ト相容レザルノ隔ヲ形シ、外帝國ノ光輝ヲ揚ゲ 内國民ノ倚信ヲ繋グニ於テ多ク遺憾アルヲ免レザルハ博文ノ久シク以テ憂トシタル所也 今ヤ同志ヲ集合シ其遵行スル所ノ趣旨ヲ以テ世ニ質スニ当リ聊カ党派ノ行動ニ對シテ予ガ希望ヲ披陳スベシ

仰モ閣臣ノ任免ハ憲法上ノ大權ニ属シ其簡拔、擇用或ハ政黨員ヨリシ或ハ党外ノ士ヲ以テス皆元首ノ自由意志ニ存ス 而シテ其既ニ挙ゲラレテ輔弼ノ職ニ就キ獻替ノ政治ヲ行フヤ政友ト雖モ決シテ外ヨ

リ之レニ容喙スルヲ許サズ 苟モ此本義ヲ明ラカニセザル乎或ハ政機ノ運用ヲ誤リ或ハ権力争奪ニ流レ其害言フ可ラザルモノアラントス 予ハ同志ヲ集ムルニ於テ全ク此弊竇ノ外ニ超立センコトヲ期ス 凡ソ政党ノ國家ニ對スルヤ其全カヲ挙ゲテ一意公ニ報ズルヲ任トセザル可ラズ、凡ソ行政ヲ刷シテ以テ国運ノ隆興ニ伴ハシメントセバ一定ノ資格ヲ設ケ党ノ内外ヲ問フコトナク博ク適當ノ学識経験ヲ備フル人材ヲ収メザル可ラズ 黨員タルノ故ヲ以テ地位ヲ與フルニ能否ヲ論ゼザル如キハ斷ジテ戒メザル可ラズ 地方若クハ団体利害ノ問題ニ至リテハ亦一ニ公益ヲ以テ準トナシ緩急ヲ按ジテ之レガ施設ヲ決セザル可ラズ 或ハ扁党ノ情實ニ泥ミ或ハ富業者ノ請託ヲ受ケ與フルニ党援ヲ以テスル如キハ不可ナリ 予ハ同志ト共ニ此ノ如キ陋套ヲ一洗センコトヲ希フ 政党ニシテ國民ノ指導者タラント欲セバ先ヅ自ラ戒飾シテ其規律ヲ明ラカニシ其秩序ヲ整ヘ専ラ奉公ノ誠ヲ以テ事ニ從ハザル可ラズ 博文窃カニ自ラ揣ラズ同志ト立憲政友会ヲ設ケ以テ党派ノ宿弊ヲ革メンコトヲ企ツルモノ 区々心聊カ帝国政治ノ将来ニ裨補シテ報効ヲ萬一ニ希図セントスルニ外ナラズ 茲ニ会ノ趣旨トスル 要領ヲ具シ以テ天下同感ノ士ニ問フ

綱 領

余等同志茲ニ謀リテ立憲政友会ヲ設ケ忠誠以テ皇室ニ奉ジ國家ニ對スル臣民ノ分義ヲ尽サムト欲ス 其趣旨トスル所ノ要領左ノ如シ

- 一、余等同志ハ憲法ヲ恪守シ其各章ニ循由シテ統治權ノ施用ヲ完カラシメ以テ國家ノ要務ヲ挙ゲ以テ各個ノ權利自由ヲ保全セムコトヲ期ス
- 二、余等同志ハ維新中興ノ宏謨ヲ遵奉シ之ヲ翼賛シテ以テ国運ヲ進メ文明ヲ扶植スルコトヲ勉ムベシ
- 三、余等同志ハ行政ノ機能ヲ充全ニシテ其公正ヲ保タンコトヲ望ミ選叙ヲ精ニシ繁辱ヲ省キ責守ヲ明カニシ紀律ヲ正シ処務ヲ敏活ニシテ時運ノ進歩ト相伴ハシメムコトヲ謀ルベシ
- 四、余等同志ハ外交ヲ重ンジ友邦ノ誼ヲ厚フシ文明ノ政以テ遠人ヲ倚安セシメ法治国ノ名実ヲ全カラシムコトヲ努ムベシ
- 五、余等同志ハ中外ノ形勢ニ應ジテ国防ヲ充實スルヲ必要トシ常ニ國力ノ發達ト相伴行シテ国權国利ノ防護ヲ完全ナラシメムコトヲ望ム
- 六、余等同志ハ教育ヲ振作シ國民ノ品性ヲ陶冶シ公私各々國家ニ對スル負担ヲ分ツニ耐フルノ懿徳良能ヲ發達セシメ以テ國礎ヲ牢クセムコトヲ希フ
- 七、余等同志ハ農商百工ヲ奨メ航海貿易ヲ盛ニシ交通ノ便利ヲ増シ國家ヲシテ經濟上生存ノ基礎ヲ鞏カラシメムコトヲ欲ス
- 八、余等同志ハ地方自治ヲシテ隣佐團結ノ実アラシメ其社会上及經濟上ノ協同ヲ完全ナラシメムコトヲ図ルベシ
- 九、余等同志ハ國家ニ對スル政党ノ責任ヲ重ンジ専ラ公益ヲ目的トシテ行動シ常ニ自ラ戒飾シテ宿弊ヲ襲フコトナキヲ勗ムベシ

●第十次伊藤内閣の成立 [三十三年十月十九日]

三十三年十月十九日 伊藤内閣の成立は別冊衆議院の巻に出すが伊藤博文は曾ては

政党を以て内閣を組織するが如きは我國體に垂るものにて断じて許すべきものにあらざ内閣は何処までも超然として局外に立ち公平無私以て政務に当らざる可らず

と論断確信せし伊藤が政党内閣を組織せんとするに至りたる時勢の変遷、時代の進化、心境の移動、とは言ひながら遷れば変る世の習ひは夫れ斯の如きものか

●第十次伊藤（第四次）内閣成立 [三十三年十月十九日] [衆議院及内閣之卷]

山縣内閣は第十三、四期の両議会を憲政党の援助により辛うじて切り抜けたるにも拘はらず突如として文官任用令を發し、従来勅任文官は無試験登用したるものを奏任文官と齊しく一切試験を要すること、なし党人獵官の門戸を鎖したので憲政党は我党に挑戦するものとなし兩者爰に疎隔を來したので第十五期議会を切り抜くべき途を失ひたるを以て山縣首相は辞表を捧げて命を待ったが元老達は何れも起つて時局收拾の任にあたらんとするものなく彼れ是れする内に支那の義和団蜂起のため其俣となつて居たが其後此事件も休止状態となり第十五期議会も切通せるを以て山縣は九月二十六日改めて辞表を捧呈したるも當時伊藤は病臥中なりしを以て西園寺公望に臨時代理を命ぜられるも四圍の情勢は伊藤をして拝受するの止む能はざること、ならしめしを以て十月七日病を刀めて内閣組織に着手し十九日に及びて漸く親任式を挙ぐるごと、なつた

内閣総理大臣	伊藤博文	外務大臣	加藤高明
内務大臣	末松謙澄	大蔵大臣	渡辺國武
陸軍大臣	桂 太郎	海軍大臣	山本権兵衛
司法大臣	金子堅太郎	文部大臣	松田正久
農商務大臣	林 有造	通信大臣	星 亨

●政友会新潟支部の発会式 [三十三年十二月二日]

立憲政友会の組織せられんとするや憲政党は挙げて之れに加入せんとするの議あり 爰に於て憲政党新潟支部は三十三年九月六日新潟市白山偕楽館に臨時大会を開きて左の決議を為した

- 一、 当支部は内外の形勢に鑑み立憲政友会に合同の議を可とす
- 一、 右目的を達する為め代議員二名を選定し本部大会に出席せしむ

而して青柳信五郎、吉田仙七の二人を代議員に挙げ政友会発会式に出席せしめた

憲政党頸城支部にても同様加盟することに決したれば両支部の幹部は十一月十四日午後五時より偕楽館に於て支部創立委員会を開き種々協議した

十二月十四日午後二時より新潟行形亭に於て政友会新潟縣支部の発会式を挙行した 当日来賓として時の内務大臣 末松謙澄、山本幸彦臨席し黨員約二百五十名出席し小柳助三郎を座長として規約を可決し役員を選挙した

閉会后祝賀会を催ふしたが来賓は前記末松、山本の外縣知事 相田盛文、書記官 寺田祐之、警部長 青木定謙、参事官高橋某、土木監督署長 小泉保人、縣會議長 鈴木長蔵、新潟市長 八木明直、市會議長 山崎利吉、其他新聞記者等多数列席せられた

此時、高橋元吉、齋藤長三は発会式に出席すべく両津より乗船して新潟に向かいたれども風波の為め吹き返されたることは別項に記してある

此時本郡の憲政黨員も打揃ふて加入したのであるが其当時の黨員にして現存（昭和十六年十月五日）せるものは齋藤長三、上杉弥作、佐野平次の三人である

昭和十八年十一月一日

（非売品）

新潟縣佐渡郡二宮村大字石田八十四番戸

著作及兼印刷発行者 齋藤長三

前代議士鶴飼郁次郎君談話筆記 速記者 洲外散史

石塚三四吉、高橋仁策、志田友吉、杉山太吉郎、山本孝策、鈴木治郎、後藤吾市、池野謙吉
右八名の者 明治二十五年一月二十五日午後六時芝区桜田本郷町桜郷軒に鶴飼郁次郎を訪問せり 同氏は今日迄の経過並に将来の方針を招きし顛末の大要左の如く語れり

余が今晚諸君に御話申上ることは大に責任を負ひて御話し申上ぐる積りなれば何卒諸君にも左様御承知あらんことを望む 余は今日迄の経過及方針に付ては折りもあらば余の精神の有る所を諸君の御聞に達し度しとは兼ての存意にありし幸ひ諸君より申込に預りたれば今晚は充分御話し申さんと欲し最初速記者を雇て話の顛末を速記せしめんと思ひ掛合ひ見しに参圓五十銭ならずば望に應じ難しとのことにて余り高価の賃金故思ひ止りたり 諸君中誰にても筆記に巧みの御方有るべければ筆記なされたし

此に於て洲外散史筆を執る

諸君私は明日帰省致す心算にて今晚諸君の参会を煩はしたり 諸君遠路を厭はず御来訪被下満足の至りに不堪特に石塚君には今晚の会合に付き大に御尽力の労をとられたれば特大に感謝を表すなり

諸君余は今晚余の是迄の経過並に将来の國會に対する方針に付き大に責任を負て御話し申す心算なり

苟も是迄参政の権を得居りし鶴飼なれば決して責任なきことは申さざるなり 是と共に諸君も亦責任を負て御答へあらんことを望む 付ては諸君の御尋ね申度事あり是双方共に利益ありと考ふればなり其は他に非ず去る一月十日佐渡懇親会の日の事にて当日は条約廃棄に付き横浜に演説のある定日なり 余も平素抱持する意見を述へん為め余も参会するの約束を致したり 然るに当日富士見楼に佐渡懇親会を開くことゝなりし故横浜演説会の方は断り懇親会に出席することゝせり 尤も其の日は知人の齋藤長三 午後五時を期し出立するとの事故其方の都合もあり旁勤めて出席したり 左れど余は早く帰りたり 後にて承れば抗撃演説も多々ありたりとのことなれども乍遺憾拝聴せず其演説中横浜の演説会に井上角五郎が出ると云ひ井上と運動を共にすると大に余を攻撃したるものか有つたとの事なるも余は井上が出るや否やは存じません 余は元來酒を好む性質なるも諸君の知る通り当日は其の好きな酒をも飲まずして帰る位なり 之は余の勝手とは言ふものゝ、(原書字体不明) 当日の懇親会は真生の懇親会にして政治上の事杯言ふべき場所に非ずと思ひましたる故小池政吉氏に對し色々演説の注文をなしたれとも政治上の事に付何や彼や言ふは却て諸君の感情を損ふ様の事ありては宜しく有るまいと思つた故小池の請求を止め余の兼て抱持する意見を吐露して諸君の静聴を願ひたきことは山々なりしも自ら之を抑へて空しく早く帰りたり 今晚諸君の来訪を辱ふし余の持論を御話しするは実に満足の至りに堪へず然れども余の持論を御話し申す前に聊か諸君に尋ね度き事は即左の三条件なり

余は井上、前田等と運動を共にすると言ふこと

議會に對する挙動より政府党に同意すると言ふ即議會の起立の数に加りし如何なる案に對して斯くかくと言ふが如きことを詳にすること

富士見楼に於て余を抗撃したる演説者の姓名又何によりて政府党に組せしと云か其演説の余を抗撃し突き留めたる点

以上の三点は何卒諸君に於いても責任を負て御答へあらんことを望む 然れども諸君に於て敢て答弁の限りに非ずと言はば強て之を聞かざるも、差支へなくは余の参考ともなるべければ御示しを願ひたし

石塚曰く 貴君のご質問は定めて余の書簡に付て発せられしものならん 其は余一己の私交より申上げたる事故其姓名を申上げる譯には参らず 且つ余一己の考より抗撃と認めたるものにして演説者の意は果して如何なる意なるやを知らず 尚又演説したる人にして今晚此席に居らざるものもあれば一々之を申上ぐることは到底出来得ざるなり、 此時鈴木曰く 余も演説者の一人なる故先づ余の演説の大略を陳述すべきに付お聞取りを請ふとて左の如く陳述せり

余は第一に佐州懇親会は成立より懇親会の萎微振はざるを嘆し 又懇親会の必要なるを陳へ其より論鋒を一転し今や衆

議院は解散され是非再び議員を選ばざるべからざる運に達せり 而して議員を選ぶと言ふことは最も注意を要することにして決して軽々に附すべきに非ず 然るに説をなすものあり曰く吾佐州は実に人物少くして甲を出すも乙を出すも左したる差なければ誰にても宜しと是大なる誤説と言はざるべからず

苟も衆議員たるものは如何に価値なきものと雖も慥に衆議員三百分ノ一に値ひするもの故之を撰ぶ決して等閑に附すべからず是非共薩藩政府を倒す所のもの即ち民党より出さゝるべからず。 之に續きて

山本曰く 余も演説者の一人なれども余は当日誓水会の大会として政治談を離れ特に誓水会員に對して一言せしのみなり。 之に續きて

志田曰く 余も演説せんと立ちたれども時既に酒宴酣にして其意を果さず

鵜飼曰く 然ば其人名丈にても承りたし

志田曰く 前申し如く酒席酣なる際演説をなしたるものありたれども誰々なることは只今確言出来難きも鈴木、山本、小池、等は慥に演説せり

鵜飼曰く 然らば大略明かになりたれば前に續きて御話し申さん 諸君知る如く衆議院は去月二十五日解散されたれば前代議士の多くは既に選挙区に向け続々発足するに非ずや 我新潟縣十三名の代議士も帰省したることは又諸君の知る処 然るに此鵜飼一人尚未だ帰縣せざるは何故なるや今や即ち郡役所問題は余が頭上に落來せり 彼の郡役所問題は既に新潟縣会に於て三度迄も費用と共に移転することに決せり 余は此事に附ては大に尽力する所あり 余の諸官吏と往復するは則ち皆是郡役所の件につき利益あればなり 即ち前の縣治局長 末松謙澄 現在 大森鐘一氏參次官 黒田綱彦の諸氏に對し充分に意見を陳述したり 佐州郡役所問題は滋賀、長野の移庁等とは大に其趣を異にせり之を移転するに於ても決して相川人士の生活上に變動を來す様の異は萬々無きのみならず奥平謙輔が佐渡に權參事たりしよりの計画に成りしものにして決して一朝一夕の話に非ることは昨日が昨日迄縣治局長大森鐘一氏に向て熟々之を話せり 又此事に付ては末松氏杯も大に尽力する所あり郡役所移転のことは現に此に居る池野君尊父等も夙に尽力する所にして是非移転を要することなり 現に此事に付縣會議長 稲岡嘉七郎常置委員 堀川信一郎両氏上京し居るに付共に尽力する心算なり 是佐州の利益の爲め未だ帰縣するを得ざる所以なり

余と稲岡等とは主義を異にす 稲岡等は個人主義なり 余は國家主義を取るものなり 然れども郡役所の事に付ては大に共に尽力せんと 左れど余は未だ彼の稲岡等に面会せず

諸君考へられよ 民党と提携し行かば選挙其他の事に付ては誠に氣樂なり 然れども余は元來難局に當ると言ふことを目的とする故に小成に安んぜず樂の方へ偏せず

諸君 民党は氣樂なり 余の之に反する困難は如何ぞや

諸君も余と同じく常に難局に當り行くと言ふことに方針を取らんことを希望するなり

偕て 亦余の國家に對するも常に此針路を取らんとするものなり 先づ余の國家に對する意見は之を二つに分て論せんとす

第一、選挙区に對すること

第二、國家に對すること

第一に選挙区に對する事より御話し申さん 郁次郎一身の上より論するときは彼の植木枝盛や板倉中等と共に運動し 無責任なる言論をなし居るは実に氣樂にして且つ愉快なりと雖も此の郁次郎は彼等と共に運動するに於いても又決して彼等に一步を譲らざるなり 然るに彼の人氣善き民黨輩と運動を共にせざるは何故なるかな是余が平素目的とする彼の難局に當ると言ふ方針を取るが故なり 諸君吾佐州今日の事情に付て觀察を下されよ

警備隊の設置、裏塩斯徳の直航並に海底電信、郡役所の移転、斯の如く多々の事業目前に堆積するに非ずや、或は余目して曰く君は常磐御前なりしと、是は之れ余が縣會議員となり居りし時の稱なり 何となれば心あらぬ越後の事業に參政を表し爲めに佐州の事業を起し得たりとのことを意味するなり

諸君見られよ 彼の佐州中央線路は何人が開きし耶 余が常磐御前的方寸より出てたるものなり 之れ余の力なりと斷言

して憚らざるなり 或は余の方略を難ずるものあり 何ぞ卑劣にも常磐御前の方略を用ふるや 宜しく正々堂々佐州七人の議員団結独立して事を為さざると 是れ其言実に宜し 然れども實際行はれざるを如何、余の常磐御前の方略を用いひて初めて佐州の事業を起すを得たるものなり、又彼の海底電信架設の如きも余の力なり 郁次郎の功なりと断言して憚らざるなり 余が数々後藤大臣に謀り遂に原案を出さしめたり

見よ今後何れの処にも五年間の間は電信を架設せざるべきを断言す 余の佐州に於ける功績夫れ此の如し之れ皆政府部内有力官吏に結び付けたる結果に非ずや

尚余は裏塩斯徳直航に付ても亦電信の事に付ても警備隊の事に付ても陸軍次官桂太郎氏に謀る所あり 郡役所問題に付ては大森鐘一氏、末松氏に結び付き余の桂陸軍次官、大森、末松氏に結び進退を共にするは以上申したる多々の事業、種々の問題あるが故なり

語を換へて言へば佐州の利益を謀らん為には彼等に結び付き居るも一の方便なり 之余が選挙区に對する意見の主要なり

第二に余の國家に對する意見は如何と言へば余は絶対的厳正中立を守るものなり 見られよ彼の立憲政治を施く外國の歴史に付て其の事績を見られよ 常に政府党と民党と軋轢止むときなく政府党敗を取るときは鉄砲を以て民党に對抗す 即ち兵力を借りて压制を行ひ民党敗を取るときは竹槍を以て政府に向ふ即一揆を起して政府を転覆せんことを謀る

此の如くにして如何に國家を泰山の安きに置くを得るか 我日本の如きも亦民党を制し内閣を組織する暁には憲法改正論出ん其時こそは國家の大乱と言ふべきなり 是れ余の意見に非ずして歴史上の学理より詮し来りたる断定にして決して迂闊の論に非ず 余は学理より得たる意見を目して大早計にも或は政府党と言ひ或は吏党と呼ぶも余は甘んじて之を請けん

余は諸君の如く横文字は知らぬ 併しながら余が國家に對する学問は決して諸君に譲らず 諸君はともすれば佛國革命史、英國憲法史、ルーソー民的論をただちに実行せんとするが如き無責任の言動を吐かんとす 是余の大に取らざる所なり 余と雖も以上の歴史を読むに於て大に憤激する所あり 然れども日本には日本の歴史あり金甌無欠一天萬乗の君は上にあり是世界万国比類なきの國體なり 決して佛國や英國と同觀すべきに非ず 諸君 我國の憲法は如何考ふるか 彼の憲法は明治十四年十一月十四日大隈の政略より出たるもの故其の成立の薄弱なるものなれば明文に於て他国に見ざる困難の所あり

之に付ては去る三日副島口余を認たり之れ兼て余と山川皓と對外策に付議論せしことありしが其れよりして余の抱持する意見を開かん為なり其際大に困りしは憲法の明文なり (蓋し六十七條のことか) 此の如き明文は他国に無い 日本の如きは云々とありて英國の如く政府に勝つ目的は到底無し 彼の前議会上に於て六百五十萬圓 (何のことなるや明らかならず) 云々

之に依て之を見れば民党の今日の策は悪し 又余は民党が直に取て代ると言ふ策を取らざるなり 何となれば法の成立より看察を下せばなり 然らば如何にするかと言ふに余には別に一策あり 即ち所謂真綿を以て首を締めると言ふ手段を以てせんと欲するなり 本年の如き予算の款項に立ち入て大削減を為すは明かに憲法の明文に反するものとして余の大に排斥する所なり 予算不成立は國家の為なり 彼の内閣大臣今日の位置は血を以て得たるもの故 血を以てせんずんば決して易々とは是を明け渡さざるべし 今年と雖も予算款項に切り入らず大体の上より削減せんと欲せば三百五十萬圓は儘に削減するを得たるならんと考ふるなり 此の如くして年々之を減じて迎も政府は行政機關の運転することを得ずと言ふに至て初めて民党代つて其任に當るを以て上策と考ふ 兎に角余の主義は絶対的對外策なり 余の眼中には民党無く政府党無く唯一の對外策を以て推し通し他は其の割注のみ故に日本國家の為めとあるならば日本の利益とあるならば民党の為すことにも賛成せん 政府党の為すことにも賛成せん 余が眼中には唯一日本國あるなり 余は元來抱負する所あり 今日迄の事も決して余の抱負に恥づる所なし 故に對外策に付ては或は井上とも運動を共にせん 又或は植木とも運動を共にする事もあらん

諸君之を了せよ、敢て諸君に告ぐる所如此云爾 (終)